

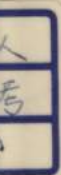
(参考資料 № 80)

非農林業家族従業者の現状と問題点

—— 中 間 報 告 参 考 資 料 ——

昭和 46 年 9 月

労働省婦人少年局



目 次

まえがき

I 女子家族従業者問題分析のための方法的試論

信州大学教授

高 梨 昌

II 非農林業自営業の類型とその実態

国民金融公庫調査部調査課長

清 成 忠 男

III 統計からみた自営業家族業者の動きについて

日本女子大学助教授

広 田 寿 子

IV 商業労働の内容の問題について

茨城大学助教授

近 松 順 一

V 家族従業者の社会関係

お茶水女子大学助教授

湯 沢 雅 彦

石 文

第 一 章

一、石 文 的 概 念

石 文 的 概 念

石 文 的 概 念

二、石 文 的 特 点

石 文 的 特 点

石 文 的 特 点

三、石 文 的 作 用

石 文 的 作 用

石 文 的 作 用

四、石 文 的 价 值

石 文 的 价 值

石 文 的 价 值

五、石 文 的 意 义

石 文 的 意 义

ま え が き

この資料は、本年3月に設置された「家族従業者問題研究会議」において、7月までに数回にわたり研究討議を行なった際、各会議員のテーマ別報告の概要を事務局でまとめたものです。その後、各報告者により加筆訂正されたものもあり、したがって報告内容の表現等に若干統一を欠く点もありますが、別刷の“非農林業家族従業者の現状と問題点——中間報告——”を読まれる方のご参考になれば幸いです。

昭和46年9月

労働省婦人少年局

会議の構成

- ◎ 梅村 又次（一ツ橋大学教授）
- 清 成 忠 男（国民金融公庫調査部調査課長）
- 高 梨 昌（信州大学教授）
- 近 松 順 一（茨城大学助教授）
- 広 田 寿 子（日本女子大学助教授）
- 湯 沢 雅 彦（お茶水女子大学助教授）

◎印座長・五十音順

I 女子家族従業者問題分析のための方法的試論

高 梨 昌

1. 研究会議の課題

(1) 課題の限定

○ 本研究会議に課された問題は、非農林業女子家族従業者の労働と生活の問題点と解明し、今後の政策立案のための基礎的資料を作成し、論点を整理することである。

○ こうした課題が出てきた問題意識は、零細自営業就業者がとりわけ40年以降顕著な増加傾向を示している事実由来のものであるが、次の三点に注目すべきである。

① なかなく非農林業女子家族従業者の増加が顕著である。

② 仕事を促とする女子自営業者が増加してきている。その大部分は家庭内職者層に入る者である。

③ パートタイマーとしての雇用労働者が、特に女子中高年層で増えている。

このような女子労働力化の進展は、30年代の急速な技術革新に主導された工業化、都市化の進行と関連して出てきた現象である。

○ 女子の労働力化、なかなく有配偶既婚婦人の労働力化の上昇傾向が、工業化、都市化と関連をもっているとすれば、それに伴う女子の就業機会の量的拡大とその内容の変化を明らかにしなければならない。

有配偶女子が伝統的に多く就業してきた農業、商業等の零細自営業分野にも、技術革新に伴って“零細自営業の階層分解”と表現される社会経済上の変化が生じてきているが、零細自営業層が消滅していくであろうという予想に反し、現実には多就業形態をとる自営業が、とりわけ非農林業でふえている。これが、女子家族従業者の量的増大の背景になっている。

○ このように増加してきた女子家族従業者の就業状態を一括して低所得・過重労働という潜在的過剰人口のプールとして認識することが妥当性をもっているかどうかここで問われている大きな課題である。

○ 本研究会議の課題を限定すると、次の三点になる。

① 女子の労働力化の法則（女子労働力の供給法則）を明らかにする。

② 女子の就業機会の変動と内容（女子労働力に対する需要の量的・質的変動の法則と実

態)を明らかにする。

- ③ 女子の就業機会の特に多い自営業層の階層変動の実態を明らかにする。

以上三課題について、とくに①と②の課題をつめて、③の自営業女子家族従業者の問題を追究する手順が必要である。

(2) 問題整理の方法

- 上述のような課題の限定に従い、問題点を整理するための理論的道具として、女子労働力の類型化、世帯の類型、製造業の企業類型の三点を考えたい。

- ① 女子労働力の類型化の指標としては、女子労働力が男子とは異なる労働力化の法則をとることを前提に、年齢、健康状態、教育程度、配偶者の有無、子供の有無・年齢等の自然的・社会的属性を考慮して、完全労働力(A)・(B)、非労働力、半労働力(A)・(B)の5類型を考えてみた。

④ 完全労働力 : 年齢15才以上、60才未満で、就労の可能性をもつ健康者

完全労働力(A) : 独身で専門教育を受けない者および有配偶で子供のない者

完全労働力(B) : 高等・専門教育を受けかつ専門知識、技術の経験を有する者

⑤ 非労働力 : 年齢15才未満、60才以上の者および疾病、不具廃疾などにより就労できない者

⑥ 半労働力 : 健康な既婚女子で、労働力化の可能性のある者

半労働力(A) : 乳幼児のある者(専門知識、技能の経験者を除く)

半労働力(B) : 小・中・高等在学中の子供のある者(専門知識、技能の経験者を除く)

- 半労働力の概念を設けたのは、女子に特有な家事労働、育児の負担との関係で、労働力化タイプのが異なってくるとの仮説に基づくものであり、完全労働力、非労働力、半労働力の類型で概念構成をすることは、女子家族従業者を労働と生活との関連でみる場合には、分類基準として意味があると思う。なお、この労働力類型については、氏原・高梨ほか「被保護世帯の労働力類型」(労働調査論研究会『戦後日本の労働調査』昭和45年3月東京大学出版会刊)参照。

- ② 世帯を類型化する指標としては、血縁集団である家族の構成が、世帯の所有する財産と労働力の利用形態によって違ってくることを前提にすれば、家計収入の形態と世帯の主たる収入の稼得者の職業または労働の相違との2基準が考えられる。これによって世帯を類型化すれば「経営者世帯」「俸給生活者世帯」「賃金労働者世帯」「自営業世帯」「利子・年金生活者世帯」などにわけることができる。

- これらの世帯類型によって、世帯員の労働力化の違いを測定でき、とりわけ主婦労働力

が、家事労働、家業労働、雇用労働にどう配分されるか測定できる。この配分のされ方が、世帯の類型によって異なる筈だという仮説に立っている。なお、この世帯類型については、チャヤノフ『小農経済の論理』、ラウントリー『貧乏研究』など参照。

- 半農半工型、職工農家等が伝統的な多就業形態分野として問題とされてきたがこの種の、自営業と雇用労働とが同居している世帯は、農民層の階級分解との関係で問題になってきた。これと同様の問題が、都市非農林業自営業でもあるわけで、そのような世帯を都市の非農林業でもどう認識するか問題である。

- 自営業と雇用労働とが同居する自営業世帯としては、次のものが想定できる。

- ① 親から子への世代交替を通じて自営業が消滅していくタイプ

- ② 自営業自体が衰退して、業主が賃労働者化し、妻が事実上の自営業主化していくタイプ

- ③ 親は自営業であるが、子供は雇用者で同居していても家計を異にし、家業の継承は別の者が行なうもの

- さしあたり世帯の類型としては、自営業世帯と雇用者世帯の2類型に単純化し、その場合の労働力状態を見るにとどめる。

- ③ 第3の指標として、企業の類型がある。

- 企業の類型化の指標として、製造業については、生産物の性質（部分加工か否か）労働手段、熟練・技能、労働力構成、製品・原料市物の性質などから「大工業」「中工業」「小工業」「零細工業」「家内労働」の5類型を考えてみた。このそれぞれについて範疇規定を明確にし、技術革新に伴う社会的技術的分業の構造変化が、これらの企業類型にいかなるインパクトを与え、いかなる階層変動が生じているかを解明するための理論的道具として開発したものである。この企業類型については氏原、高梨『零細企業の存立条件』（国民金融公庫調査月報57号、昭和40年）参照。

- この製造業の企業類型を商業に適用してみると「大工業」→「百貨店」、「中工業」→「小工業」→「スーパー」、「零細工業」→「小商店」、「家内労働」→「行商・露天商」ということになる。この類型化の指標としては、測量商品の種類、販売に当たっての加工、修理労働の有無を製造業の類型指標である「生産物の性質」を読みかえればよい、これ以外はほぼ製造業と同一にみてよい。

- なお、この研究会議の主題は、以上の類型のうち「零細工業」「小商店」である。これらはいずれも家族主義的自営業であるが、この内容変化が問題である。これをみるために清成氏が提起された「資本的自営業」「自営的企業」「生業的自営業」「副業的自営業」の

分類が有効である。

2 女子労働力の就業分野

(1) 女子労働力の類型別労働力状態

前述の三基準によって、女子の労働力化を整理すると、以下の特徴がみられる。

- ① 完全労働力(A) 年令15才が中心
フルタイムの雇用労働者化するが、ルーティン、ワークの事務労働者・技能工等の単純労働分野で、相対的に低賃金である。
- ② 完全労働力(B) 年令25才以上程度
多くはフルタイムの雇用労働者化し、相対的高賃金の専門職、技術職分野に就労している。
- ③ 半労働力(A) 年令25～35才前後
原則として非労働力であるが、家事労働とくに育児労働の負担があるために、労働力化する場合にはパートタイムの自営業家族従業者、家庭内職者として、労働力化する。
- ④ 半労働力(B) 年令35才以上
家事労働からの部分的解放によって、中小企業のパートタイムの雇用労働者、フルタイムの自営業家族従業者、家庭内職者として労働力化する。
- ⑤ 非労働力 年令15才未満、60才以上
自営業の家族従業者、家内労働者の補助労働として労働者化していくものもある。

(2) 世帯の類型別労働力状態

- 以上において、最も問題になるのは、半労働力(B)の層であるが、自営業世帯と労働者世帯では、半労働力の就業分野が異なっている。

半労働力(A)についてみると、自営業世帯のうち、家内工業と商店では、半労働力(A)が労働力化する場合にも、補助的労働にとどまり、出職人世帯では、主として家事労働に専業し、夫の職業に殆んど貢献できない。

労働者世帯のうち、賃金労働者世帯では、パートタイムの雇用労働者もしくは家庭内職者として不完全な労働力化にとどまり、俸給生活者世帯では、多くは家事労働に専従する。

半労働力(B)については、商店および家内工業者世帯では、フルタイムの家族従業者として労働力化するのに対し、労働者世帯のうち、特に賃金労働者世帯の場合には、パートタイムの雇用労働者もしくはフルタイムに近い家庭内職者となり、俸給生活者世帯では、事

実上家事に専従し、時には収入を伴わない生活行動をとる可能性が強い。

- 完全労働力(A)の場合は、若い共かせぎ夫婦で、フルタイムの雇用労働者化ができる層であり、完全労働力(B)は、男女の格差が殆んどない就業分野に就業し夫とほぼ同一の職業階層に就業するものと考えられる。たとえば俸給生活者世帯である教員夫婦に典型的に見られるように、フルタイムの雇用労働者化している。
- 半労働力(A)、(B)とも問題になるのは、家事労働の負担との関係で、労働力化に当っては一定の制限が加わってくることで、自営業世帯の場合には、家族従業者としての家業労働への貢献の程度が異なってくる。

(3) 非農林自営業女子家族従業者の仕事の分担

- 女子家族従業者の労働の内容又は職務分担をみると、子供をかかえた半労働力(A)の場合には、家事労働との関係で、自営工業、商業とも家業に対して補助的労働力にとどまり、雑役、事務補助程度の貢献しかできないが、半労働力(B)の場合には、生産労働・販売労働としてフルタイムに近い形で労働力化できる。
- 半労働力(A)、(B)ともに家事労働をかかえているが、労働力化に伴って家事労働の負担は非労働力にいく傾向がある。
- 家事労働と家族従業者の家業労働とが時間的にどう配分されているかについては、明確な資料はないが、半分労働力(B)が生産・販売労働に従事していった場合、家事労働は圧迫を受けて、家事を軽減するか、他人労働を入れるかの選択が起ることが予想される。

半労働力(A)の場合には、とりわけ家事労働が圧迫を受け最も問題が多いのではないか。

3. 非農林自営業の類型と女子家族従業者の地位

- 清成忠男氏が報告された自営業の類型にしたがって、半労働力(A)、(B)の労働力化をみると自営業の類型によって労働力化のタイプに違いがあるが、非農林自営業の階層変動との関係で定義すると、以下のとおりである。
- ① 「専門知識依存型の資本的自営業」の場合には、俸給生活者世帯又は経営者世帯に近い労働力状態をとり、主婦は家事労働に専従するため、家族従業者独自の労働社会問題は出てこない。
- ② 「専門的技能依存型の自営的企業」の場合には、賃金労働者世帯又は出職人世帯に近い形をとり、家事労働に専業しながら、かたわらで雑務もしくは事務補助等の補助的労働力となる。
- ③ 「専門的知識・技能をもたない生業的自営業」の場合には、事業経営が成り立つためには、半労働力(A)、(B)の存在が不可欠な条件となる。そしてこの場合には、半労働力(B)はフ

ルタイムに近い、しかも家業労働の重要部分を分担するようになる。

④ 「副業的自営業」の場合は、主に家庭内職者であり、労働者世帯に限られ、農・商家では例外的な存在にとどまる。

○ とくにサービス業については、消費的サービス業（専門的サービス職業）と生産的サービス業（各種修理業）に類型化でき、生産的サービス業はさらに理容・美容等の技能的サービス業と無技能的サービス業に分けてみる必要がある。

専門的サービス業は、医師・弁護士・経理士等で、経営者世帯又は俸給生活者世帯に近い形態をとるが、技能的サービス業の場合には、自営業の家内労働者世帯に近く、無技能的サービス業では、家内労働者の下層のものに近くなる。

自営業の類型でいえば、専門的サービス業は、資本的企業、技能的サービス業は自営的企業、無技能的サービス業は生業的自営業に当るものとして整理できる。

○ 商業については、「一般物品販売」、「製造・小売」、「加工又は修理を伴う販売」、「飲食店」の4類型があり、販売のみの商店は生業的自営業、その他の商業は「自営的企業」に近いものといえる。

4. 非農林業での女子労働分野の動態的变化

① 技術革新に伴って、職業の専門分化が進み、女子の就業機会が量的に拡大するとともに質的にも変化してきて、女子労働力の賃金所得の決定機構に変化が出てきている。

資本主義社会の変容と大企業の果す主導的役割との関連で女子の就業分野の変動をみると、高度の機械化の進展によって、規格化・標準化された単純もしくは簡単労働分野が拡大し、女子のフルタイム労働やパートタイム労働に対する需要を増大させている。

機械化の進展と経営組織の大規模化、官僚制化に伴い事務労働分野においても、管理職の補助的労働と企画・立案の専門・技術職と一般事務職の三層に分解し、一般事務職は、ブルーカラー労働に接近した単純労働となって、若年女子労働力すなわち完全労働力(A)の就業分野が拡大している。

② 上述した技術革新の進展は、大企業で簡単労働分野を拡大し、女子労働需要を増加させただけではない。生産技術の発展は、規格化・標準化された完成部品や部品を生産する「中企業」の存立分野をも拡大した。ここでもまた簡単労働分野が拡大した。この労働需要に対する労働供給の適応は、もっぱら中高年の既婚女子であった。それは、上述した労働力類型にしたがえば、半労働力(B)が主体となった。

技術革新の結果すべての労働内容が簡単労働化したわけではない、他方では生産労働分野でも、労働に当っての理解力・判断力・系統的知識を必要とするという意味での「複雑労働」

分野が生まれ、また、事務労働分野でも専門的・技術的職業分野が拡大してきた。こうした労働は長い基礎的教育による高い一般的教養と基礎的専門的な技術的素養を前提として獲得される職業分野で、必ずしも「規模の経済」がストレートには働らない分野でもあった。このことが上述した「資本的自営業」や「自営的企業」の形成と一定の関連をもっていることは確かのように思われる。

ところでこうした現象は生産労働分野でのみ生じただけではない。サービス業でも「専門的サービス等」を拡大させ、また都市化に伴う消費関連の流通部門の拡大としても生じた。

もちろん、上述したことの結果、伝統的な零細企業がすべて資本的自営業や自営的企業になったわけではない、下請制・問屋制支配下の「生業的自営業」も数多く存在し続け、その性格は「経営者的」というよりも「労働者的」であり、「半プロレタリア」として請負加工賃仕事に従事している。ここでは仕事の手伝いで技能習得を目的とした徒弟への男子若年労働力の供給不足から主婦が家族従業者として労働力化することになった。また再下請としての女子家庭内職職者の利用も大規模に行なわれる傾向を助長した。パートタイム雇用労働者とならんで新たな低賃金・低加工賃就業者の出現である。

- ③ 昭和30年代における終済の高度成長による「都市化」に応じて、家庭生活の中にも資本主義的商品経済が浸透し、消費が強制される状況になった結果、質弊需要が高まり、家庭婦人の労働力化が促進されているが、反面保育問題に典型的に見られるように、家庭生活における消費の社会化が遅れているため、女子の労働力化のブレーキとして作用している。

家事労働からの解放、軽減は、現状ではめがんだ型で進行しているため、物価上昇に伴って、収入と消費の均衡がくずれ、その影響は特に大都市における半労働力(A)、(B)の子供の保育、教育のための家事労働負担と費用を軽減する社会政策ニーズを大量発生させている以上か、資本主義経済の進展に伴う家庭生活上の変化と主婦労働力化の動向である。

5. 女子家族従業者の家庭生活上の地位

- 戦後の社会変動に伴って、自営業世帯が減少し、家庭生活の支配的パターンは労働者世帯に転換してきた。主婦に家事専従と、雇用労働との自由選択の可能性が拡大し、また就業機会の拡大と、男女間の賃金格差の縮少によって、戦後の新憲法で定められた法律上の夫婦の権利義務関係が社会的経済的な根拠をもち実質的に平等化するようになってきた。
- 戦前の長子相続制、女子の無能力制度下では、妻は財産的帰属関係から疎外されていたが、家族従業者として主婦の労働力化が行なわれている自営業世帯でも、旧制度に基づく発想は通用しなくなってきたのはその具体的表現である。

参考資料

女子労働力の性質（女子の労働化の論理）

I 女子労働力の類型

完全労働力(A)	15才以上の独身で専門教育を受けないもの。有配偶でも、子供なきものを含む。
完全労働力(B)	高等・専門教育を受け、専門技術・知識の経験を有するもの。
非労働力	15才未満60才以上のもの。 病人、不具癈疾者、就学者
半労働力 (A)	有配偶で乳幼児のあるもの、完全労働力(B)を除く。
半労働力 (B)	有配偶で小学・中学・高校在中の子供のあるもの。 完全労働力(B)を除く。

II 女子労働力の類型別就業分野

職 業		Full time	Part time
雇用労働者	専門職・技術職	完全労働力 (B)	—
	事務従事者	完全労働力 (A)	半労働力 (B)
	販売従事者	"	"
	技能工	"	"
	単純労働者	"	"
	サービス職業	完全労働力(A), (B)	"
家族従事者	自営工業	半労働力 (B)	半労働力(A)、非労働力
	自営商業	"	" "
	自営サービス業	"	" "
	自営農業	"	" "
業主	家庭内職	←	" "

Ⅲ 世帯の類型別労働力状態

		家族類型	労働力状態		家事労働
			主たる稼得者	従たる稼得者	
自営業世帯	家内労働者	複合家族	世帯主夫 半労働力 (B)	半労働力(A)、(B) 老 齢 男 子	半労働力(A)、(B) 老 齢 女 子
	出 職 人	"	世帯主夫	—	"
	商 店	"	世帯主夫 半労働力 (B)	半労働力(A)、(B)	"
	家庭内職			半労働力 (A)	半労働力 (A)
労働者世帯	俸給生活者	核 家 族	世帯主夫	完全労働力(A)(B)	半労働力(A)、(B)
	賃金労働者	"	"	半労働力 (A)(B) 完全労働力(A)	"
	単純労働者	核家族又は 单身	"	—	—
経営者世帯		複合家族	"	—	半労働力 (A)(B)

Ⅳ 女子家族従業者の労働内容又は職務分担

	半労働力 (A)	半労働力 (B)	非労働力
自営工業	生産労働の補助、事務、 雑役、家事	生産労働	雑役、家事
自営商業	販売労働補助 経理、雑役、家事	販売労働	"

II 非農林業自営業の類型とその実態

清 成 忠 男

1. 緒 論

- (1) 自営業の実態は、自営業に関する従来の通念と異なるのではないか。

元来通念に疑問があつたことと、事態の変化によつて通念が妥当しなくなつてきたことの二通りが考えられる。

- 19世紀末から20世紀にかけてのドイツのクラインベトリープ（小企業）をめぐるカウツキーとベルンシュタインの論争は決着がついていないが、カウツキーかベルンシュタインかという議論ではなく、両者を統一的に理解する必要がある。

カウツキー……………潜在的失業層と規定

{
ベルンシュタイン……………「社会的分業関係の中で存在理由をもつもの」と規定

- 自営業は資本主義の展開とともに消滅していく存在ではなく、新しい社会的分業の展開に伴つて新しい中小企業が發生してきているが、新歴史学派の提起した零細企業観が尾を引き、自営業の実態とズレが生じている。

- カウツキーの規定したタイプでの小企業が消えて、ベルンシュタインの指摘する型の自営業が増えてきたといえる。

- (2) 自営業は、一枚岩のような存在（産業社会の底辺に沈黙し、固定化していく階層）ではなく、内部に階層分化を伴つて絶えず發生してきている点に特徴がある。

- (3) 自営業（零細企業）即、「低生産部門」という考え方は、戦前においても妥当しない部分があつたが、最近はますます妥当しなくなつていく。生産性の観点から見ると、自営業においては、バラツキが非常に大きい。

- (4) 自営業は、果して経済成長とともに消滅していく存在であるか。

就業構造の近代化、即「雇用者の増加」（自営業の消滅）とストレートに議論してよい
か疑問である。

- (5) 自営業は、前近代的な存在、固定的な旧中間層ではなく、發生・成長・下降・消滅を絶えず繰り返しながら全体として増加しているダイナミックな存在である。

- (6) 一般的に、経済成長が大きい場合には、自営業が増加するのではないか。

日本の場合、経済成長率と事業所増加率との間には正の相関関係のあることがうかがえる。

寡占的大企業と中小企業の間には、超えがたい断層があり、階層間の資本移動が制約される結果、利潤率階層化の現象が現れると考えられたが、日本では妥当しない。

2. 自営業の類型について

- (1) 資本と賃労働の分離を基準にすると、統計上の自営業（個人企業）には、4つの範疇が考えられる。

① 資本的企業

本来の企業であり、利潤の極大化によつて行動するセルフマネジメントとテクノストラクチャーの結合した新しいタイプの自営業である。

② 自営的企業

家族経営で雇用者は殆んどないが、資本計算、賃金計算が明確で、利潤の極大化を行動の基本原則とする。

③ 生業的自営業（自己雇用）

利潤・効用の極大ではなく、所得＝生計費の増大が動機になつており、利潤と賃金の区別が明らかでない。

低生産性と長時間労働を特徴とするこれまでの典型的なタイプである。

④ 副業的（内職的）自営業

事実上の賃労働である。

以上、4タイプは③、④を除き、相互に流動的である。

特に、生業的自営業が分解し、自営的企業に上昇するものも若干あるが、賃労働に流れていく傾向が強い。

(2) 就業形態を基準

① 継続的な専業

② 断続的な副業

③ 内 職

(3) 経営タイプ（経営資源）を基準

① 専門知識依存型（資本的企業に当る）

② 専門技能依存型（自営的企業に当る）

③ 専門知識・技能を欠くもの（生業的自営業、副業的自営業に該当）

(4) 存立形態を基準

① 社会的分業関係に基づくシステムの組織者

② 社会的分業関係に基づくシステムの参加者

(5) 産業立地を基準

① 大都市型産業

(2) 農村型産業

(3) 両者の中間形態

(6) 機能別企業集団（販路）を基準

(1) 都市の中核管理機能関連産業

社会的分業の展開とともに、広告・調査・出版・印刷等ソフトな産業に密着したハードな産業が必要になつてきて、大都市の中核管理機能を担う自営業が発生する。

(2) 地域産業

サービス業、小売販売業等地域の住民から生ずる需要をマーケットにするもので、量的に最も多い。

(3) 大企業の生産関連産業

大企業のハードな産業と関連し、大企業をマーケットとするもの。

(4) 地場産業

一定地域に特定産業が集積し、全国マーケット・海外市場を対象とするもの。

(7) 開業パターンを基準

(1) 能力発揮型

(2) 能力発揮志向型

(3) 投機型（一発屋）

(4) 資産活用型

(5) 潜在失業型

(6) 副業型

3. 自営業の実態

企業の実態を考える接近の仕方として、3つの方法が考えられる。

(1) 階層がどう変化しているか。

(2) 個々の経営がどうなっているか。

(3) 企業集団としての構造がどうなっているか。

(1). 階層変動

(1) 自営業の増加

自営業の数は、昭和20年代に増加傾向を示し、32年の527万人をピークに横ばい、低下したが、37年を最低に以後増加し、45年には614万人となつている。

そうした動きの中で、種々の階層変動を示し、企業交替が活発になつている。

○生業的自営業が存立し得なくなつて兩極分解し、自営的企業・資本的企業に上昇転向する一方、副業的自営業が増加している。

従つて、自営業の増加から単純に二重構造の拡大再生産を主張する理論は当らない。

○経営者の世代交替

20~30才代の自営業主が増加し、40~50才代が減少している。

○地域的交替

大都市にのみ存立し得るような新型の企業的自営業が増加し、郡部では人口減少にと
もなつて自営業者も減少している。

○産業交替

専門的知識・技能を必要としない単純な労働集約的産業は消滅しつつある。

(2) 開 廃

昭和40年代には、30年代に見られた自動車・家電等のマスプロ市場に代つて、消費財・資本財ともに需要が多様化し、製品差別化時代が到来している。

マスプロ商品を買わせる従来のマーケティングから、需要の変動に即応する本来のマーケティングが重要性をもち、研究開発、デザイン開発等知識の経営資源化が進んでいる。
これに対して、経営資源を欠いた自営業は、しだいに成り立ちがなくなり、淘汰が進んでいる。

(2) 経 営

(1) 労働力の構成

家族労働力依存傾向は弱まっている。

(2) 労働の内容

機械化の進展にともない、肉体労働から監視作業に変つてきているものもある。

(3) 業主所得

個人企業経済調査によると、業主所得は年間97万円となつていますが、算出の基礎になつている青色申告は把握率が6~8割と考えられるので、現実には月10万円程度と見てよい。

また、中小企業経営状況調査では、専従者給与と所得金額の合計が200万円で、把握率を考慮すると240万円前後(月20万円)の利益をあげていると考えられる。

(4) 賃 金

年々10%以上の上昇率を示している。

4. 零細企業観の再検討

従来の自営業に関する通念で把握できないものが相当ある。

- (1) 従来の伝統的な考え方では、労働力不足、賃金上昇によつて低賃金に依存する中小企業は減少しているものと予想されていたが、現実にはかえつて完全雇用状態（高賃金）が自営業の増加をもたらしている。

- (2) 自営業のタイプは多様化しており、低生産性、低賃金、長時間労働という通念は妥当しなくなっている。

専門的知識をもつた者が、社会的分業の進展とともに、外部経済のメリットを享受して企業成長をとげており、低賃金を長時間労働でカバーしてきた自己搾取的零細企業は存立し得なくなっている。

- (3) 統計上に現れる小零細企業の低生産性は、以下の諸点によるところが大きい。

- ① 自営業者の自衛手段として現実より低い所得が申告され、それが官庁統計に反映されている。
- ② 泡末企業的自営業の頻発が低生産性に影響している。
- ③ 企業のスタート時は、全般に生産性が低い。
- ④ 活発な企業交替が低生産性を招来している。

5. 資 料

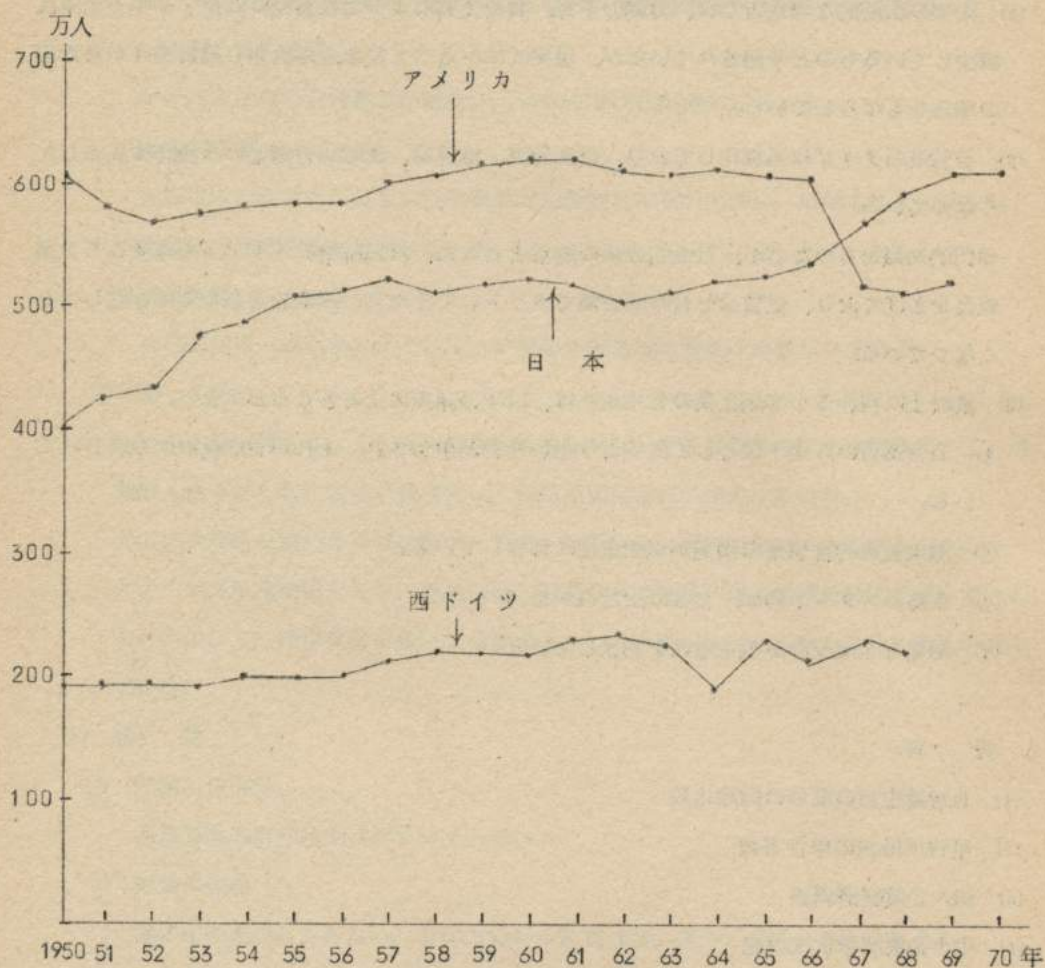
- (1) 自営業主数の推移の国際比較
- (2) 申告所得税の申告者数
- (3) 個人企業経済調査
- (4) 中小企業経営状況調査

6. 参考文献

- (1) 零細企業激増は逆行現象か 清成忠男 経済評論 1970年3月
- (2) 小規模企業観の再検討 清成忠男 中央大学経済研究所年報 第1号(1970年)
- (3) 最近における自営業の動向 清成忠男 信用金庫 1971年9月号
- (4) 諏訪地方機械金属・精密工業における小零細企業の実態
国民金融公庫調査月報 1970年5月
- (5) 奥能登の「八台機屋」 国民金融公庫調査月報 1969年12月

資料 (I)

自営業主数の推移の国際比較



資料 日 本：総理府統計局「労働力調査報告」 昭 33

アメリカ：Statistical Abstract of the United States 1970,
U.S.Dpt. of Commerce Bureau of the Census

ドイツ：Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik
Deutschland 1969

資 料 (2)

申告所得税の申告者数

(千人)

年	青	色	白	色
37	559	(510)	1,411	
38	556	(509)	1,527	
39	622	(570)	1,644	
40	777	(715)	1,686	
41	975	(900)	1,755	
42	1,152	(1,064)	1,939	
43	1,297	(1,195)	2,123	
44	1,439	(1,322)	2,063	

資料：国税庁統計年報書

(注) 青色申告者数は各年分とも翌年3月15日。()内は、営業所得者。

白色申告者数は、各年分とも翌年7月31日現在。

個人企業の付加価値と所得

(単位:千円)

区 分 \ 年 度			36	37	38	39	40	41	42	43	44
工 業	付 加 価 値	2人	237	228	297	309	330	409	376	472	524
		3人	277	273	310	446	418	416	414	541	634
		4人	247	275	368	381	445	491	529	624	618
		5~9人	307	361	419	453	473	452	523	600	731
	業 主 所 得	1人	276	308	311	362	399	453	377	546	591
		2人	435	423	560	571	599	762	684	883	971
		3人	653	627	698	1,058	964	947	976	1,351	1,572
		4人	696	737	1,050	1,027	1,184	1,401	1,608	1,807	1,792
		5~9人	1,221	1,372	1,640	1,650	1,613	1,494	1,907	2,107	2,875
	雇 用 者 得	3人	230	201	241	289	315	347	346	360	407
		4人	164	203	231	284	348	333	330	429	408
		5~9人	177	222	243	298	316	342	361	426	442
商 業	付 加 価 値	2人	251	279	317	347	373	381	338	433	522
		3人	305	261	385	415	433	499	381	534	574
		4人	343	376	506	484	545	544	427	587	610
		5~9人	356	436	492	523	564	512	754	674	745
	業 主 所 得	1人	269	294	299	331	349	270	441	476	465
		2人	484	531	608	658	713	725	633	833	1,008
		3人	796	915	996	1,047	1,090	1,282	948	1,392	1,508
		4人	1,126	1,137	1,625	1,592	1,672	1,698	1,276	1,883	1,973
		5~9人	1,557	1,928	2,152	2,194	2,306	1,924	3,316	2,780	3,265
	雇 用 者 得	3人	141	157	184	214	263	269	259	299	288
		4人	150	238	222	230	284	298	286	344	315
		5~9人	165	191	230	247	300	314	341	371	339

資料: 総理府「個人企業経済調査」(35~42年度は年報、44年度は季報による。)

(注) 1. 従業員規模は、業主および家族従業員数を含めたものである。

2. 付加価値=(営業利益+人件費)/従業員総数(規模が1人の場合は、業主所得と同じである。)

3. 雇用者所得には現物給与およびまかない費の見積り額を含む。

$$\text{雇用者所得} = \frac{\text{人件費}}{\text{雇用者数}}$$

4. 41年までは全都市、42年以降は全国の数値であるため継続性は失われている。

資料 (4)

製造業貸借対照表および損益計算書
(1企業あたり)

(単位:千円)

		製 造 業			
		4 3	4 4	対 前 年 比	
貸 借 対 照 表	資 産	流 動 資 産	6,390	7,600	118.9%
		現金預金	2,717	3,314	122.0
		受取手形	807	878	108.8
		売掛金	1,320	1,590	120.5
		棚卸資産	1,546	1,820	117.7
		固定資産	5,038	6,097	121.0
		機械器具什器	2,547	3,010	118.2
		土地建物	2,491	3,088	124.0
		その他の資産	565	643	113.8
	資産計、負債・資本計		11,992	14,341	119.6
	負 債	流 動 負 債	8,179	9,752	119.2
		支払手形	2,444	3,038	124.3
		買掛金	842	973	115.6
		借入金	4,892	5,742	117.4
		その他の負債	518	720	139.0
	資 本	正味自己資本	3,295	3,868	117.4
		元入金	2,926	3,317	113.4
		所得金額	1,161	1,480	127.5
		事業主借	145	219	151.0
		事業主貸(△)	936	1,148	122.6
損 益 計 算 書	収 入	期 末 棚 卸 高	1,532	1,804	117.8
		売 上 高	2,200	2,587	117.6
		その他の収入	175	222	126.9
	支 出	期 首 棚 卸 高	1,338	1,532	114.5
		仕 入 高	12,587	14,713	116.9
		人 件 費	3,109	3,695	118.8
		専 従 者 給 与	517	605	117.0
		諸 経 費	3,600	4,203	116.8
		減 価 償 却 費	624	732	117.3
		利 息 割 引 料	557	668	119.9
		その他の支出	216	270	125.0
	所得金額		1,161	1,480	127.5
	収入(支出+所得)計		23,709	27,896	117.7

Ⅲ 統計からみた自営業家族従業者の動きについて

広 田 寿 子

1. 非農林業における自営業従事者の動向

(1) 昭和30年以降の量的変動

イ、昭和30年代には、雇用者が一貫して顕著な増加傾向をしめしたが、自営業従事者はのびなやみの状態にあつた。そのような状態のなかで、とくに不況期には、業主、家族従業者ともやや減少する傾向がみとめられる。

ロ、40年代に入ると、男子家族従業者をのぞく自営業従事者は、30年代にはみられなかつた増加の傾向をたどりはじめる(第1図)。その結果、40～45年の男子業主の増加率(16%)は、雇用者の増加率(14%)を上回るにいたる。ただし、女子については、いぜんとして家族従業者の増加(11%)をしのぐ雇用者の増加(22%)がみられる(第1表)。

ハ、もつとも、45年半ばごろから、自営業従事者数はふたたび停滞傾向に転じ、業主、家族従業者数とも前年同月を下回る月がめだつようになる。現在入手しうる最新の数字である46年4月の男子自営業主は411万人で、前年同月と同水準にたつしたが、女子の自営業主は205万人で、前年同月より7万人少ない。他方、家族従業者のばあいには、男女とも、45年9月以降、一貫して前年同月を下回っている。これにたいして、雇用者数は、男女とも、45年12月のピークからは大分おちこんでいるが、前年同月にくらべるとまだ高い水準にある。(労働力調査)

ニ、以上のように、40年以降自営業従事者、なかでも男子自営業主、女子家族従業者の増加傾向がみとめられるとはいえ、40年から45年にかけての非農林業就業者の増加のなかで、自営業部門就業者の増加のしめる割合は、18%にすぎない。

ホ、また、「就業構造基本調査」によれば、43年における非農林業就業者中自営業部門就業者のしめる割合は22%で、40年(21%)にくらべるならば若干拡大しているが、31年(29%)以降、すくなくとも40年までは縮小傾向が顕著である(第2図)

(2) 産業別、規模別にみた特徴

イ、昭和30年代から40年代前半にかけての経済の高度成長過程における自営業従事者の増加の中心は商業(卸小売業)で、増加の5割弱(46%)をこの部門がしめている。これら卸小売業の増加の過半数は飲食店の従業者の増加によるものである(第2表)。

ロ、つぎに増加がめだっているのはサービス業(18%)で、その半ば以上が理美容業における増加に負うている。

ハ、その他、製造業(なかでも金属機械、繊維・衣服)、建設業、不動産業(貸家・貸間

業が主)などにおいてもかなりの増加がみられる。

二、以上は、「事業所統計調査」の結果によるものであるが、「就業構造基本調査」の結果をみても、40～43年にかけての自営業従事者の産業別の動きは大体同じ傾向をしめしている。「事業所統計調査」には性別の区別がないが、「就業構造基本調査」によると、自営業部門では、家族従業者のみならず、自営業主の増加のなかで女子のしめる比率がきわめて高い(第3表)。

ホ、規模別の動きをみると、男子のばあいには単独業主ではなく、従業員2～4人の業主の増加が40年以降顕著である。女子のばあいは、単独の業主の増加がめだっているが、「仕事為主」なものに限つてみると、単独業主は逆に減少している(第3表)。

(3) 事業所開設時期別にみた零細事業所従業者の状況

イ、41～44年に開設された1～4人の事業所の従業者の57%は商業(卸小売業)の従業者で、そのうち22%は飲食店の従業者である。この点は、(2)のイで述べた点と符合している(第4表)。

ロ、1～4人の事業所の従業者中、41～44年に開設された事業所の従業者の比率の高いのは、飲食店(45%)、金属機械(31%)である(第5表)。

2. 男子自営業主の特徴

(1) 年齢及び配偶関係

イ、昭和43年の男子自営業主の62%が40歳以上、92%が有配偶者である(第6表)。

ロ、40～43年の男子自営業主増加数の年齢構成をみると、40歳以上は45%で、若干若年齢化の傾向がみられる。これは、増加の中心が30歳代であつたことによる(第6表)。

(2) 教育程度

イ、男子の自営業主および家族従業者の教育程度は、非農林業全体についてみると、初等教育以下が63%をしめている。雇用者のこれにみあう数字は44%である。逆に高等教育をうけたものの比率は、前者が9%、後者が18%である(第7表)。

ロ、年齢階級別にみると、24歳以下では初等教育48%、中等教育47%で、とうぜんのことながら若年層ほど中等教育をうけたものの割合が大きい。

ハ、男子自営業主・家族従業者の教育程度は産業別でかなり相違がある。高等教育をうけたものの比率の高いのはサービス業(24%)で、逆に低いのは「その他」(4%)である。

二、初等教育以下の教育しかうけていない男子有業者のなかでは、自営業主・家族従業者層が3分の1をしめているが、教育程度が高まるにつれて、有業者中にしめる自営業主・家族従業者の比率が低下する。

(3) 労働時間

イ、男子自営業主の労働時間を非農林業の200日以上就業者で「仕事为主」なものについてみると、43年には34%が1週間に60時間以上働いている。これに見合う雇用者の数字は13%である。ついでに女子の家族従業者のばあいをみると、42%が60時間以上就業している。女子雇用者の同種の数字は7%である。（就業構造基本調査）

(4) 所得

イ、非農林業男子自営業主で「仕事为主」なものの43年の平均所得は、雇有業主119.5万円、雇無業主67.3万円、内職23.4万円である。これにたいして雇用者のばあいには、民間役員152.3万円、常雇63.7万円、臨時34.8万円、日雇32.9万円で、調査に回答された数字を集計した平均所得でみる限り、雇用者なし業主の所得は一般常雇の所得を若干上回るにすぎない。（就業構造基本調査）

ロ、産業別にみると、雇用者あり業主の所得が、サービス業においてとくに高い点（158.8万円）が目される。

3. 女子家族従業者の性格

(1) 非農林漁業自営業主世帯における妻の就業状況

イ、夫が非農林漁業自営業主である妻のうち、昭和30年には30%が家族従業者であつたが、40年にはその比率が49%に高まり、妻の家族従業者化の進展をしめしている（第8表）。

ロ、夫が非農林漁業自営業主である世帯における30～40年の女子（妻）労働力の増加数67万人のうち65万人は非農林漁業の家族従業者によつてしめられている。これにたいして雇用者の増加数は7万人で、自営業世帯における妻の雇用労働力化はあまり問題にならない。

ハ、同じ期間に非労働力人口は38万人減少しており、非労働力人口の労働力化、ここでは家族従業者化が、家族従業者増加の中核になつていとみてよからう。

二、これらの夫が非農林漁業自営業主で妻が家族従業者のばあい、家族従業者である妻のうち、年齢40歳以上のもののしめる割合は、30年の49%から40年には55%に

上昇し、女子家族従業者の高年齢化がみとめられる。

(2) 非農林漁業家族従業者である妻の動向

イ、夫の従業上の地位の如何をとわず、就業者である妻のなかで、非農林漁業自営業主ないし、家族従業者のしめる割合は、30年の18%から40年には24%に高まっている(第9表)。

(3) 女子家族従業者の職種

イ、農林漁業従事者をのぞく女子家族従業者数は、30年の145万人、35年の152万人、40年の209万人というように、とくに30年代の後半において飛躍的な増加(35～40年57万人、これにたいして30～35年6万人)をしめた。35～40年の増加は販売従事者(19万人)、生産従事者(16万人)、サービス従事者(10万人)、事務従事者(10万人)においてめだつており、その結果30年には全体の53%をしめていた販売従事者の割合が40年には45%に縮小し、サービス従事者(13%→17%)や事務従事者(2%→8%)の割合が大きくなった。生産従事者の比率(30%→29%)には大きな変化はない(第10表)。

ロ、販売従事者について比率の高い生産従事者は、前述のように30年代の後半に大幅に増加したが、そのうちとくに増加がめだつている職種は、繊維関係(織布、製糸、紡績)6万人、金属機械3万人、飲食料品2万人である。

ハ、サービス従事者のなかでは、料理人(3万人)、理・美容師(2万人)、給仕人(2万人)の増加が注目される。

(4) 女子家族従業者の年齢、配偶関係

イ、農林漁業従事者をのぞく女子家族従業者のなかで有配偶者のしめる割合は35年の76%から40年には83%となつた(第11表)。

ロ、35～40年に増加した有配偶の女子家族従業者(除農林漁業従事者)59万人中40～49歳層がもつとも大きな割合(31%)をしめているが、その過半数が販売および生産労働に従事している。

(5) 非農林漁業自営業主・家族従業者世帯(男子世帯主)における世帯収入と妻の就業率

イ、男子が世帯主である非農林漁業自営業主・家族従業者世帯においては、世帯収入の多いほど妻の就業率(家族従業者率)が高いと推測される(第12表)。

4. 自営業主の異動

(1) 男子自営業主(非農林業)の前職

イ、39～40年の1年間に転職の経験をもつ非農林業男子自営業主8.3万人の前職をみると、非農林業雇用者が70%をしめている。

ロ、これにたいして42～43年の1年間に同種の経験をもつ自営業主10.9万人中、86%が非農林業雇用者を前職としていた。

(2) 男子自営業主(非農林業)の帰趨

イ、39年に非農林業自営業主であつて、その後の一年間に転職した3.8万人中41%が非農林業雇用者になつている。(就業構造基本調査)

ロ、ところが、42年の同じ数字は5.8万人中77%である。

ハ、なお、非農林業男子自営業主の年間の離職者数は、39～40年の6.0万人が、42～43年には4.9万人に減少している。

5. 問 題 点

(1) 自営業自体が高度経済成長過程で階層分化をしめつつあるなかで、事実上は賃労働者とかわらぬ自営業従事者がまだ広範に存在しているのではないかとおもわれる。

(2) 仕事が従である内職的就労者が、統計上自営業主としてとらえられる。

(3) 長時間労働が、単に統計上の問題だけではなく、現実にかなり存在するのではないか。
(保育所の必要等)

(4) 所得は就労者数や就労時間と関連するし、申告上の問題もあるので雇用者所得と単純に比較ができない。

(5) 傷病その他による休業時の保障が不備のため、各種の問題がおこりやすい。

(6) 発注が大都市に集中する結果、所得その他に地域格差が生じる。

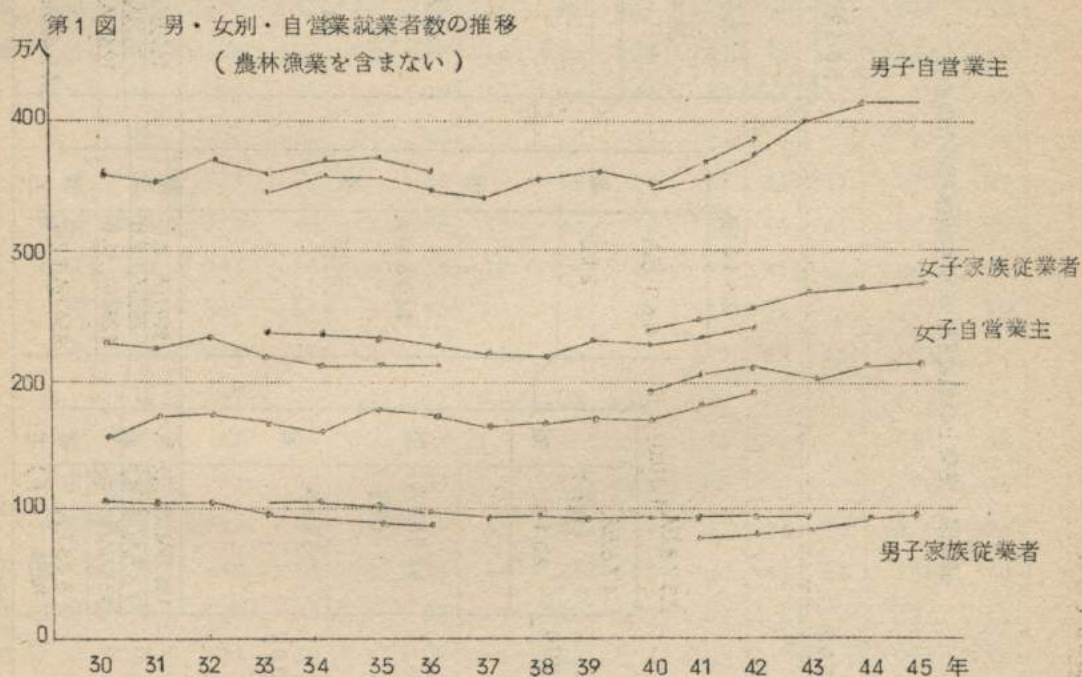
第1表

非農林業自営業従事者の増減

(単位:万人・%)

		就職者 総 数	男				女			
			小 計	自 営 業 主	家 族 従 業 者	雇 用 者	小 計	自 営 業 主	家 族 従 業 者	雇 用 者
増 減 数	昭和30~33年	363	231	3	△ 8	238	132	3	△ 7	138
	〃 33~37年	406	294	△ 6	▲ 7	288	133	△ 3	△ 23	161
	〃 37~40年	330	212	6	△ 6	202	117	12	15	91
	〃 40~45年	567	331	56	5	269	236	13	27	226
構 成 比	昭和30~33年	100.0	63.6	0.8	△ 2.2	65.6	36.4	0.8	△ 1.9	38.0
	〃 33~37年	100.0	67.5	△ 1.4	△ 1.7	70.9	32.8	△ 0.7	△ 5.7	39.7
	〃 37~40年	100.0	64.2	1.8	△ 1.8	61.2	35.5	3.6	4.5	27.6
	〃 40~45年	100.0	58.4	9.9	0.9	47.1	41.6	2.3	4.8	39.9
増 減 率	昭和30~33年	15.1	14.7	2.5	△ 7.5	21.5	15.9	1.9	△ 3.1	19.3
	〃 33~37年	14.2	15.9	△ 1.7	△ 6.8	20.7	13.2	△ 1.9	△ 9.9	26.5
	〃 37~40年	10.1	10.0	4.4	△ 5.2	12.0	10.2	7.5	7.0	11.8
	〃 40~45年	15.4	14.0	16.0	5.9	13.9	17.8	6.7	11.4	26.3

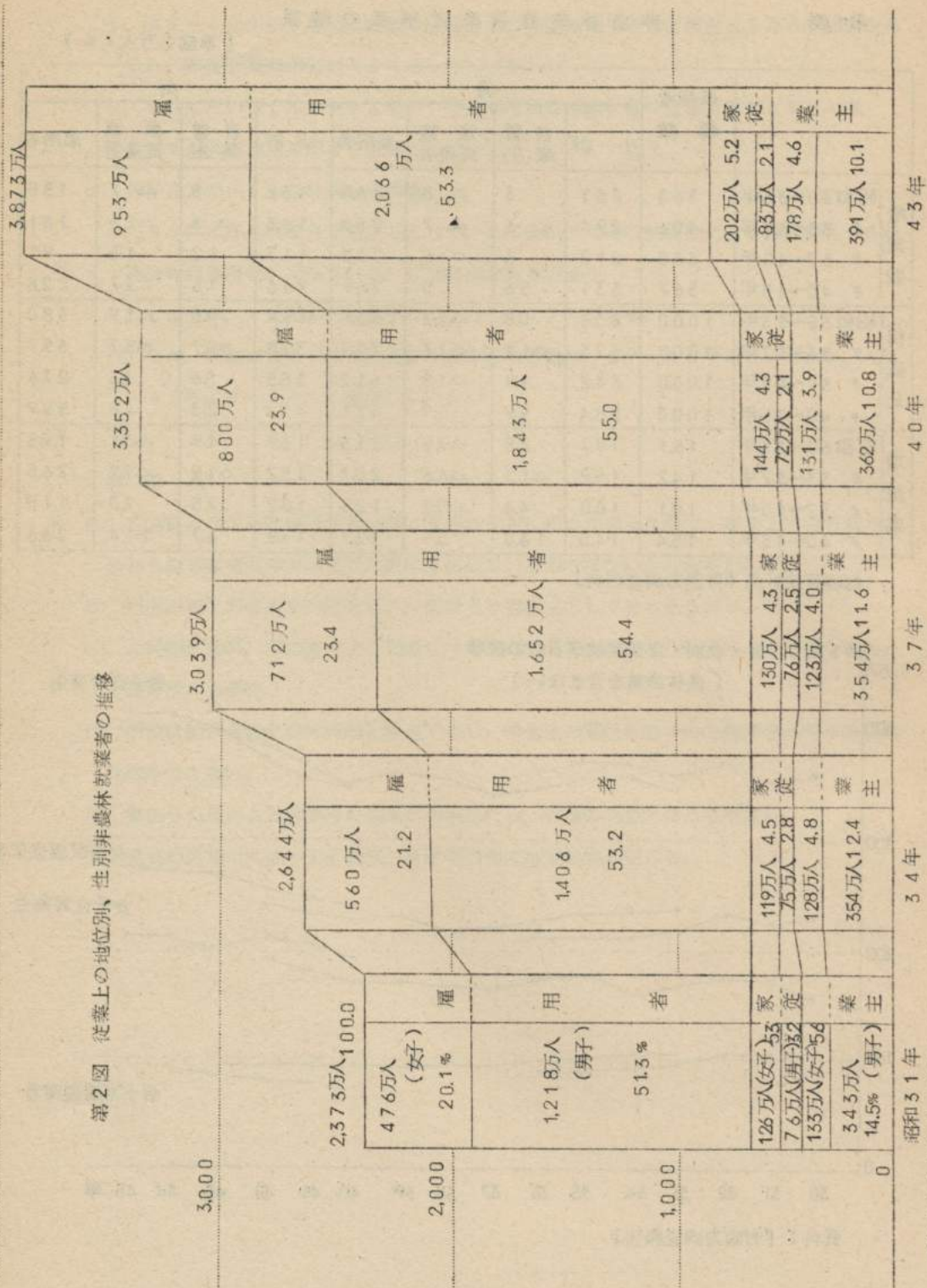
総理府統計局「労働力調査報告」



資料:「労働力調査報告」

4000 (万人)

第2図 従業上の地位別、性別非農林就業者の推移



第2表 特定産業別にみた自営業従事者の増減数(昭和32~44年)

(単位:千人・%)

	従業者総数 A		Aのうち B 個人業主		Aのうち C 家族従業者		B+Cの構成比		B/A	C/A	A-(B+C) 雇用水	
合 計	15,445	100.0	723	100.0	567	100.0	1,290	100.0	4.7	3.7	14,155	100.0
卸 小 売 業	4,398	28.5	300	41.5	297	52.4	597	46.3	6.8	6.8	3,801	26.9
飲 食 店	966	6.3	191	26.4	114	20.1	305	23.6	19.8	11.8	661	4.7
飲 食 料 品	417	2.7	39	5.4	61	10.8	100	7.8	9.4	14.6	317	2.2
各種食料品	217	1.4	54	7.5	48	8.5	102	7.9	24.9	22.1	115	0.8
食 肉	57	0.4	14	1.9	15	2.6	29	2.2	24.6	26.3	28	0.2
鮮 魚	28	0.2	11	1.5	10	1.7	21	1.6	39.3	35.7	7	0.0
菓子・パン	△40	△0.3	△48	△6.6	△31	△5.5	△79	△6.1			39	0.3
サ ー ビ ス 業	2,311	15.0	129	17.8	97	17.1	226	17.5	5.6	4.2	2,085	14.7
理 美 容	223	1.4	82	11.3	38	6.7	120	9.3	36.8	17.0	103	0.7
自動車整備 関 連	196	1.3	25	3.5	13	2.3	38	2.9	12.8	6.6	158	1.1
洗 た く	99	0.6	23	3.2	24	4.2	47	3.6	23.2	24.2	52	0.4
旅 館	199	1.3	16	2.2	9	1.6	25	1.9	8.0	4.5	174	1.2
建 設 業	2,040	13.2	121	16.7	46	8.1	167	12.9	5.9	2.3	1,873	13.2
製 造 業	5,144	33.3	92	12.7	116	20.5	208	16.1	1.8	2.3	4,936	34.9
織 維	102	0.7	35	4.8	32	5.6	67	5.2	34.3	31.4	35	0.2
織 物	△56	10.4	20	2.8	15	2.6	35	2.7			△91	△0.6
メ リ ャ ス	111	0.7	7	1.0	9	1.6	16	1.2	6.3	8.1	95	0.7
金 属 製 品	613	4.0	25	3.5	25	4.4	50	3.9	4.1	4.1	563	4.0
衣服その他	243	1.6	10	1.4	13	2.3	23	1.8	4.1	5.3	220	1.6
一 般 機 器	565	3.7	9	1.2	9	1.6	18	1.4	1.6	1.6	547	3.9
出 版 印 刷	219	1.4	8	1.1	10	1.8	18	1.4	3.7	4.6	201	1.4
食 料	349	2.3	△14	△1.9	△14	△2.5	△28	△2.2			377	2.7
パン・菓子	62	0.4	△10	△1.4	△9	△1.6	△19	△1.5			81	0.6
水産食料品	63	0.4	△3	△0.4	△7	△1.2	△10	△0.8			73	0.5
(金属機械)	2,974	19.3	48	6.6	51	9.0	99	7.7	1.6	1.7	2,875	20.3
不 動 産 業	246	1.6	90	12.4	13	2.3	103	8.0	36.6	5.3	143	1.0
金 融 保 險 業	623	4.0	△2	0.3	△1	△0.2	△3	△0.2			626	4.4
運 輸 通 信 業	921	6.0	△5	0.7	△1	△0.2	△6	△0.5			927	6.5
飲 業	△268	△1.7	△2	△0.3	△1	△0.2	△3	△0.2			△271	△1.9
電気ガス水道業	31	0.2	0		-		-				31	0.2

総理府統計局「事業所統計調査報告」

第3表 従業員階級別自営業主および家族従業者数の推移

(農林漁業を含まない)

(単位:千人)

		実 数					増 減 数			
		31年	34年	37年	40年	43年	31~ 34年	34~ 37年	37~ 40年	40~ 43年
男女計	自営業主	4,762	4,823	4,684	4,932	5,680	61	△139	248	748
	従業員数									
	1人	2,648	2,571	2,444	2,495	2,679	△67	△127	△51	184
	2~4人	1,783	1,857	1,805	1,946	2,421	74	△52	141	475
	5~9人	246	288	306	355	430	42	18	49	75
	10人以上	79	106	122	130	147	27	16	8	17
	家族従業者	2,024	1,942	2,060	2,163	2,853	△82	118	103	690
男 子	自営業主	3,431	3,542	3,454	3,622	3,905	111	△88	168	283
	従業員数									
	1人	1,606	1,610	1,539	1,539	1,338	4	△71	0	△201
	2~4人	1,521	1,571	1,522	1,647	2,047	50	△49	125	400
	5~9人	224	261	273	313	384	37	12	40	71
	10人以上	74	100	113	118	134	26	13	5	16
	家族従業者	761	749	762	723	832	△12	13	△39	109
女 子	自営業主	1,332	1,282	1,230	1,311	1,775	△50	△52	81	464
	従業員数									
	1人	1,042	961	904	956	1,341	△81	△59	52	385
	2~4人	262	286	282	299	374	24	△4	17	75
	5~9人	22	27	33	42	46	5	6	9	4
	10人以上	4	6	10	12	14	2	4	2	2
	家族従業者	1,262	1,193	1,298	1,440	2,021	△69	105	142	581
女子のうち仕事に主な者										
	自営業主	854	834	826	877	919	△20	△8	51	42
	従業員数									
	1人	609	560	546	572	552	△49	△14	27	△21
	2~4人	221	243	241	255	315	22	△2	14	60
	5~9人	19	24	30	37	40	5	6	7	3
	10人以上	3	6	8	10	11	3	2	2	1
	家族従業者	496	517	662	755	848	41	145	93	93
女子家族従業者中仕事に主な者の割合		%	%	%	%	%				
		37.7	43.3	51.0	52.4	42.0				

総理府統計局「就業構造基本調査報告」

第4表 産業別零細事業所の開設時期別従業者数と構成比
(1～4人)

(単位：千人・%)

	合 計	終 戦 前	20～28年	29～37年	38～40年	41～44年
非農林水産業	6,901	1,701	1,152	1,676	918	1,453
卸・小売業	3,818	935	691	897	463	832
飲 食 業	724	50	62	159	128	325
サ ー ビ ス 業	1,500	392	218	364	208	317
製 造 業	882	202	146	232	132	171
金 属 機 械	189	25	23	49	34	59
建 設 業	405	137	64	93	51	60
そ の 他	296	35	33	90	64	73
非農林水産業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
卸・小売業	56.3	55.0	60.0	53.5	50.4	57.3
飲 食 業	10.5	2.9	5.4	9.5	13.9	22.4
サ ー ビ ス 業	21.7	23.0	18.9	21.7	22.7	21.8
製 造 業	12.8	11.9	12.9	13.8	14.4	11.8
金 属 機 械	2.7	1.5	2.0	2.9	3.7	4.0
建 設 業	5.9	8.1	5.6	5.5	5.6	4.1
そ の 他	4.3	2.1	2.9	5.4	7.0	5.0

総理府統計局「事業所統計調査報告」

第5表

特定産業別・従業者規模別・事業所開設時期別従業者数構成比

(単位：%)

		合 計	終戦前	20～ 28年	29～ 37年	38～ 40年	41～ 44年
非農林 水産業	合 計	(35027)100.0	26.5	19.6	24.4	12.8	16.3
	1～4人	(6901)100.0	24.6	16.7	24.3	13.3	21.1
	5～9人	(4413)100.0	20.8	19.0	25.2	14.1	20.9
	10～29人	(6856)100.0	18.9	20.7	26.2	14.6	19.6
	30人以上	(16857)100.0	31.7	21.2	23.6	11.6	11.9
	小 計	(10365)100.0	22.7	20.7	23.4	12.9	20.3
卸 売 小売業 (飲食店)	1～4人	(3818)100.0	24.5	18.1	23.5	12.1	21.8
	5～9人	(1935)100.0	21.9	19.5	22.9	13.3	22.3
	10～29人	(2153)100.0	19.3	21.8	24.4	14.1	20.5
	30人以上	(2459)100.0	23.5	24.8	22.7	12.6	16.3
	小 計	(1,704)100.0	9.2	11.9	23.7	17.5	37.9
	1～4人	(724)100.0	6.9	8.6	21.9	17.7	44.9
	5～9人	(402)100.0	10.4	12.4	23.4	17.2	36.8
	10～29人	(312)100.0	12.5	14.7	24.0	17.0	31.7
	30人以上	(266)100.0	9.4	16.9	28.8	16.5	27.8
	小 計	(4921)100.0	23.2	18.8	25.4	14.5	18.0
サ-ビ ス 業	1～4人	(1500)100.0	26.1	14.5	24.2	13.9	21.1
	5～9人	(819)100.0	19.7	19.2	27.0	14.4	19.7
	10～29人	(957)100.0	19.0	21.4	24.7	15.0	19.7
	30人以上	(1,645)100.0	24.9	20.9	26.1	14.8	13.4
	小 計	(12587)100.0	31.3	19.9	24.3	11.6	12.8
製造業 (金属機 械製造 業)	1～4人	(882)100.0	22.9	16.6	26.3	15.0	19.4
	5～9人	(1,082)100.0	21.0	19.9	27.0	13.9	18.2
	10～29人	(2,226)100.0	20.3	21.8	26.7	13.5	17.7
	30人以上	(8,397)100.0	36.4	19.8	23.1	10.5	10.2
	小 計	(5,399)100.0	31.7	17.7	25.3	11.7	13.7
	1～4人	(188)100.0	13.2	12.2	26.0	18.0	31.2
	5～9人	(300)100.0	11.0	16.0	29.3	17.5	26.0
	10～29人	(732)100.0	13.4	19.7	30.0	15.2	21.9
	30人以上	(4,178)100.0	37.2	17.7	24.1	10.4	10.6
	小 計	(3,882)100.0	23.4	21.1	26.0	13.7	15.9
建設業	1～4人	(405)100.0	33.8	15.8	23.0	12.6	14.8
	5～9人	(377)100.0	20.2	15.9	26.3	16.2	21.8
	10～29人	(805)100.0	15.8	18.3	28.6	16.4	21.0
	30人以上	(1,695)100.0	25.2	24.8	25.5	12.2	12.4

総理府統計局「事業所統計調査報告」

第6表

年令・配偶関係別男子自営業主数および構成比
(農林漁業を含まない)

(単位:千人・%)

	実 数			構 成 比		
	40年	43年	40~43年	40年	43年	40~43年
計	3,622	3,905	28.1	100.0	100.0	100.0
15~19才	1.0	1.1	1	0.3	0.3	0.4
20~24才	10.3	9.0	△ 1.4	2.8	2.3	△ 5.0
25~29才	29.9	31.5	1.6	8.3	8.1	5.7
30~34才	46.8	52.5	5.7	12.9	13.4	20.3
35~39才	46.9	56.2	9.3	12.9	14.4	33.1
40~54才	1,266	1,311	4.5	35.0	33.6	16.0
55~64才	70.0	73.4	3.4	19.3	18.8	12.1
65才以上	30.9	35.6	4.9	8.5	9.1	17.4
未婚	20.3	19.4	△ 9	5.6	5.0	△ 3.2
有配偶	3,290	3,585	29.5	90.8	91.7	104.2
死離別	12.9	12.6	△ 3	3.6	3.2	△ 1.1

総理府統計局「就業構造基本調査報告」

第 7 表

非農林業特産産業別、従業員上の地位別、教育程度別男子有業者構成比
(昭和43年・在学者を含まない)

() 内は千人

	自 営 業 主 ・ 家 族 従 業 者			雇 用 者		
	合 計	製 造 業	卸小売業	サ-ビス業	そ の 他	合 計
総 数	1000(4708)	1000(970)	1000(1867)	1000(729)	1000(1142)	1000(20469)
初等教育以下	625	639	574	494	782	436
中等教育	285	309	345	262	180	388
高等教育	89	53	80	243	38	176
小 計	1000(454)	1000(108)	1000(165)	1000(52)	1000(128)	1000(4573)
初等教育以下	482	426	338	461	703	413
中等教育	471	557	576	481	281	507
高等教育	57	37	67	58	08	80
小 計	1000(1127)	1000(231)	1000(438)	1000(179)	1000(279)	1000(6429)
初等教育以下	529	537	412	497	728	352
中等教育	387	407	492	340	240	438
高等教育	85	61	96	162	32	210
小 計	1000(1976)	1000(421)	1000(767)	1000(298)	1000(488)	1000(7519)
初等教育以下	622	650	567	453	785	477
中等教育	273	292	339	248	168	318
高等教育	105	57	93	299	45	206
小 計	1000(1151)	1000(210)	1000(495)	1000(197)	1000(247)	1000(1949)
初等教育以下	782	828	598	569	874	616
中等教育	133	124	152	152	85	213
高等教育	85	43	48	284	40	171
小 計	1000(2595)	1000(3016)	1000(7267)	1000(1856)	1000(468)	1000(1389)
初等教育以下	287	343	492	470	392	337
中等教育	324	472	370	463	489	567
高等教育	389	186	138	121	139	96
小 計	1000(1035)	1000(2378)	1000(1037)	1000(825)	1000(1037)	1000(3229)
初等教育以下	213	270	389	359	257	394
中等教育	335	505	431	400	274	448
高等教育	455	225	180	241	470	158
小 計	1000(2285)	1000(297)	1000(605)	1000(359)	1000(688)	1000(2285)
初等教育以下	394	569	700	415	666	394
中等教育	448	296	175	242	206	448
高等教育	158	155	124	345	128	158

総理府統計局「就業構造基本調査報告」

第 8 表

非農林業自営業主の妻の就業状況

(単位:千人・%)

	昭和30年	35年	40年	30~35年	35~40年	30~40年
15才以上総数	2,677(100.0)	2,821(100.0)	2,967(100.0)	144	146	290
非就業者	1,557(58.2)	1,554(55.1)	1,173(39.5)	△ 3	△ 381	△ 384
就業者	1,119(41.8)	1,266(44.9)	1,793(60.4)	147	527	674
農林業	188(7.0)	184(6.5)	122(4.1)	△ 4	△ 67	71
非農林業	931(34.8)	1,082(38.4)	1,672(56.5)	151	590	741
雇用者	64(2.4)	90(3.2)	132(4.4)	26	42	68
自営業主	57(2.1)	77(2.7)	77(2.6)	20	0	20
家族従業者	810(30.3)(100.0)	915(32.4)(100.0)	1,463(49.3)(100.0)	105	548	653
24才以下	31(1.2)	39(1.4)	63(2.1)	8	24	32
25~29	97(3.6)	96(3.4)	158(5.3)	△ 1	62	63
30~34	143(5.3)	137(4.9)	203(6.8)	△ 6	66	60
35~39	145(5.4)	176(6.2)	229(7.7)	30	51	81
40~44	140(5.2)	142(5.0)	247(8.3)	2	105	107
45~49	105(3.9)	132(4.7)	204(6.9)	27	72	99
50才以上	150(5.6)	191(6.8)	359(12.1)	141	68	209

総理府統計局「国勢調査特別集計結果・世帯および家族」

第 9 表

妻の年令、就業状態別夫婦数

(単位:万人・%)

	総 数	農林漁業 就業者 A	非農林漁業 雇 用 者 B	非農林漁業 業主家族従業員 C	完全失業者 非労働力 D	Dのうち 子どもなし	就業者 E	A/E	B/E	C/E
30年	総 数	1,664	545	89	138	392	772	70.6	12.3	17.9
	24才以下	160	56	12	9	83	77	72.7	15.6	11.7
	25~34才	560	171	36	43	310	250	68.4	14.4	17.2
	35~54才	722	244	38	73	367	355	68.7	10.7	20.6
	55才以上	222	74	36	13	132	90	82.2	40.0	14.4
40年	総 数	2,127	486	289	242	1,108	1,019	47.7	28.4	23.7
	24才以下	171	21	36	13	101	70	30.0	51.4	18.6
	25~34才	691	124	93	69	405	286	43.4	32.5	24.1
	35~54才	951	258	145	131	417	534	48.3	27.2	24.5
	55才以上	314	84	16	29	185	129	65.1	12.4	20.5
30年 40年	総 数	462	△ 58	200	104	216	246	△ 23.6	81.3	42.3
	24才以下	11	△ 35	23	5	18	△ 7			
	25~34才	130	△ 47	57	25	95	35	△ 134.3	162.9	71.4
	35~54才	229	14	107	58	51	178	7.9	60.1	32.6
	55才以上	92	10	12	16	53	39	25.6	30.8	41.0

総理府統計局「国勢調査報告」

第10表

特定職業別にみた女子家族従業者数の推移

(農林漁業従事者を含まない)

(単位:千人・%)

	昭和30年	35年	40年	30~35年	35~40年
計	1,452(100.0)	1,516(100.0)	2,089(100.0)	64(100.0)	573(100.0)
専門的技術的職業従事者	23(1.6)	25(1.6)	39(1.9)	2(3.1)	14(2.4)
事務従事者	30(2.1)	63(4.2)	166(7.9)	33(51.6)	103(18.0)
販売従事者	765(52.7)	737(48.6)	930(44.5)	△28(△43.8)	193(33.7)
技能工、生産工程従事者および 単純労働者	441(30.4)	440(29.0)	597(28.6)	△ 1(△ 2.0)	157(27.4)
サービス職業従事者	191(13.2)	246(16.2)	350(16.8)	55(86.0)	104(18.2)
その他	2(0.1)	5(0.3)	7(0.3)	3(4.7)	2(0.3)
技能工、生産工程従事者および 単純労働者	441(100.0)	440(100.0)	597(100.0)	△ 1	157(100.0)
飲食料品製造従事者	107(24.3)	95(21.6)	113(18.9)	△12	18(11.5)
織物製品製造従事者	68(13.6)	72(16.3)	109(18.3)	4	37(23.6)
製糸紡績従事者	82(18.6)	78(17.7)	101(16.9)	△ 4	23(14.6)
木、竹、草つる製品製造従事者	71(16.1)	52(11.8)	43(7.2)	△19	△9(△5.7)
窯業、土石製品製造従事者	14(3.2)	16(3.6)	17(2.8)	2	1(0.6)
パルプ紙、紙製品製造従事者	10(2.3)	10(2.3)	15(2.5)	0	5(3.2)
印刷、製本従事者	4(0.9)	5(1.1)	13(2.2)	1	8(5.1)
ゴム可塑性製品製造従事者	1(0.2)	5(1.1)	12(2.0)	4	7(4.5)
※金属機械製品製造従事者	20(4.5)	24(5.5)	54(9.0)	4	30(19.1)
単純労働者	27(6.1)	47(10.7)	56(9.4)	20	9(5.7)
サービス職業従事者	191	246(100.0)	350(100.0)	159	104(100.0)
給仕人、接客女中		87(35.4)	109(31.1)		22(21.2)
料理人、パーテナー		60(24.4)	91(26.0)		31(29.8)
理容師、美容師		58(23.6)	82(23.4)		24(23.1)
洗たく職、洗濯職		18(7.3)	32(9.1)		14(13.5)
浴場従事者		12(2.5)	19(5.4)		7(6.7)

総理府統計局「国勢調査報告」

(注) 1. ※印は、金属材料製造、金属加工組立・修理、電気機械器具組立修理、輸送機械組立修理、計器・光学機械器具組立修理従事者をまとめたもの。

2. 30年国勢調査では、職業小分類別家族従業者数は集計されていない。

第11表

配偶関係、年令階級別女子家族従業者数
(農林漁業従事者を含まない)

(単位:千人・%)

	総数	有配					死別	離別	未婚
		計	29才以下	30～39	40～49	50～59			
昭和35年	1,516 (100.0)	1,152 (76.0)	222 (14.6)	386 (25.5)	310 (20.4)	173 (11.4)	68 (4.5)	17 (1.1)	280 (18.5)
昭和40年	2,089 (100.0)	1,738 (83.2)	307 (14.7)	523 (25.0)	493 (23.6)	305 (14.6)	72 (3.4)	16 (0.8)	263 (12.6)
35～40年	573 (100.0)	586 (102.3)	85 (14.8)	137 (23.9)	183 (31.9)	132 (23.0)	5 (0.9)	△1 (△0.2)	△17 (△3.0)

第12表

収入階級別非農林日営業主・家族従業者世帯における妻の年令階級別就業率

(家族従業者率)

(単位：%)

	総 数	15～14才		25～29才		30～34才		35～44才		45～54才		55才以上	
		40年	43年	40年	43年	40年	43年	40年	43年	40年	43年	40年	43年
総 数	32.5	43.4	29.3	34.0	27.5	36.9	31.9	42.6	36.8	47.0	35.4	47.8	25.8
～29万円	25.4	37.4	33.3	28.0	31.3	37.5	30.8	63.6	32.4	50.0	27.6	36.5	19.8
30～39万円	29.0	33.2	23.5	16.9	26.2	33.3	26.0	38.9	31.5	38.1	32.1	35.0	24.7
40～59万円	31.3	39.5	26.7	27.6	25.2	33.7	29.7	35.9	34.0	41.1	35.0	40.4	25.6
60～99万円	35.8	43.4	32.4	35.6	29.2	32.9	34.6	40.1	42.6	45.3	38.9	50.0	26.9
100～149万円	39.0	49.7	42.9	42.9	33.3	44.4	34.2	50.6	24.4	54.8	38.5	53.2	32.6
150万円～	34.2	50.8	20.0	30.0	33.3	54.5	32.3	42.8	38.9	51.9	34.3	54.0	32.4
													44.2

総理府雇用審議会「就業構造基本調査報告特別集計」

IV 商業労働の内容の問題について

近 松 順 一

本報告に使う資料は、主として、昭和40年に東京、田無地区の小売商店90軒を対象にした調査で、雇用者のある商店は59軒、雇用者のない商店は31軒、従業者数は1店あたり6名で、小規模小売経営としては、やや大きい商店といえる。この他、三、四の商店街でのききとり調査結果も加えたものである。(注1)

今回は、小売商業の労働の種類と内容、家族従事者である妻の労働の問題にしほり、これに40年以降の日本経済の変化のなかでの妻の労働の内容変化について一定の推測を行なうものである。

(注1) 「小規模小売業の労働問題 労働時間について」(国民金融公庫調査月報 No.81、1967年12月号)参照。この調査は、国民金融公庫より、東大社会科学研究所氏原研究室に「中小企業第3次産業の労働問題に関する調査」として委託された一環であるが、今回の「商業労働の内容の問題について」はその際未発表の部分もまとめたものである。

1. 小売商業の労働の種類と内容について

(1) 仕 入 れ

純粋な商業労働という観点にたてば仕入れと販売が、商業労働の中心である。その中で、仕入れは商店経営のポイントで、仕入れの種類、品質、量的大いさの巧拙が経営にもつ意味は大きい。

したがって、仕入れに従事しているものは、経営主の場合が圧倒的に多く、全従業者中23%が仕入れに従事しているが、経営主では74%にのぼっている。(第1表)

第1表

経営主・家族従事者・雇用者別、男女別仕事分担表

		仕事 の 分 担										
		仕入	販売	加工	修理	レジ	事務	配達	ご用さき	外交	炊事	計
男	経 営 主	79%	65%	26%	7%	19%	28%	28%	—%	23%	2%	277
	家族従事者	33	70	12	3	15	18	48	6	30	—	236
	雇 用 者	19	66	27	25	8	8	32	2	9	—	196
	小 計	38	66	25	16	12	15	34	2	16	0	225
女	経 営 主	17%	100%	17%	—%	—%	17%	—%	—%	—%	50%	201
	家族従事者	5	84	14	1	29	16	8	1	5	40	203
	雇 用 者	8	84	6	—	20	12	4	—	3	22	159
	小 計	11	84	9	0	22	14	5	0	3	29	178
計	経 営 主	74%	67%	25%	6%	17%	27%	25%	—%	20%	6%	267
	家族従事者	20	80	13	2	25	17	20	3	12	28	220
	雇 用 者	13	76	15	10	15	10	16	0	5	13	173
	小 計	23	76	16	8	18	14	18	1	9	16	199

本表の見方

1. 本表は実数ではなく比率である。例えば男、経営主、仕入-79%とあるのは、男の経営主が100人いるとすれば79人のものが仕入れに従事しているという意味である。
2. 実数でいえば、男・経営主-80人、男・家族従事者-37人、雇用者-142人、男小計259人、女・経営主-8人、女・家族従事者-99人、女雇用者-177人、女小計284人である。

したがって、女経営主の数字は人数が少ないため、表にかかっているが、信用おける数字ではない。

3. 計欄の男経営主277、男家族従事者236……は、性別、従業上の地位別に1人がどのくらいの種類の仕事をしているかを示す。すなわち男経営主が一番多くの種類の仕事をしていることを示し、女の雇用者が一番仕事の種類が少ないことを示しており、職務の分担が専業化していることを示す。

(2) 販 売

販売は商業労働における最終目的であり、これに従事しているものは、全従業員の76%にあたる。販売は業種により異なるが(注1)、全体としていえば、商業労働の中で不熟練分野に属する仕事である。

販売の仕事に従事しているものを性別にみれば、女子は76%で男子の66%よりかなり高く、このうち販売の仕事の主としているものをとれば男女格差はより拡大し(注2)、

小売業において女子は簡単な仕事の分野に多く従事しているといえる。

(注1) 販売がやさしい業種はたとえば文房具、本、荒物、洋裁道具、セルフサービスやスーパーの店のものなどである。

販売になれがとれない、経験を必要とする業種はたとえば、時計、自転車、洋服、化粧品などである。

(注2) 販売に主として従事するもの

男		女	
計	259人中 49人	計	284人中147人
経営主	80人中 8人	経営主	8人中 2人
家族従事者	37人中 10人	家族従事者	99人中 27人
雇用者	142人中 31人	雇用者	177人中118人

(3) 商業労働の業種別類型化

規格された大量生産が進行し、小規模小売業にもその影響は大なるものがあり、さきに述べた「純粋な商業労働」としての「仕入れ」「販売」の重みは、増大してきているが、我が国においては商店といつても、現実には、商工未分離のもとで営業が行なわれていた。したがって、商店業種を各労働の組合わせ別に分類すれば、つぎのごとくなる(第2表)。しかし、加工・修理は商店経営上、大量生産、大量消費のもとで、位置づけは低下し、職人的半熟練、熟練労働の必要性が減じ、小商店経営主としての「独立化」問題における、技能、過度労働、最低資本量の必要要件の中で技能のもつ意味は減じている。しかし、これは基本傾向で、常に直線的に進行するわけではない。標準的最低資本量より少ない資本で開業する場合、収入と経費、家計生活費との相関において、後者の圧迫が多い場合には加工などはかなり行なわれる。ただし、それは技能とまでいえるものではない。

第2表

業種の労働の類型化

	衣服の廻り品	飲食料品	機械類	家具・建具什器類 (機械製品をのぞく)	飲食店	その他
I型 販売だけの業種 (加工、修理をともなわない)	既製服店 洋品店 小間物店 呉服店 毛糸店	牛乳店 酒　店 味噌店 油　店 菓子と菓子店		荒物雑貨店 金物店 陶磁器店 家具店		煙草店 書　店 化粧品店 玩具店 文具店
II型 加工をともなう業種	はきもの店 (染物店 綿　店)	肉　屋 茶　店 魚　屋 乾物店 豆腐店 ぎつまあげ店 青果店 菓子と菓子店			飲食店	薬　局
III型 修理をともなう業種			時計店 ミシン店 ラジオ店	硝子店 靴　店		楽器店
IV型 加工と修理をともなう業種	洋服店 ふとん店		カメラ写真店 自転車店	風呂おけ店 建具店 畳　店		

第3表 配達についての業種毎の分類

I 配達が重要な位置を占める業種 〔牛乳店、家具店、金物店、ミシン店、 布団店、燃料店 (製品がかさばり重たい場合)〕
II 配達が行なわれている業種 イ、直接家庭消費でないものを配達する場合 (事業所、工場、料理店など) ロ、直接家庭消費 (1) 製品が比較的かさばり重たい場合 〔家庭用電気製品、自転車店、時計店〕 〔青果店、酒店、油店、荒物雑貨店〕 (2) 製品が比較的小さく重くなく消費者 でも運べるが、配達する場合 〔洋品店、洋服店、茶店、呉服店、カ メラ写真店、本屋、肉屋、魚屋、さ つまあげ店、豆腐店〕
III 配達が行なわれていない業種 〔小間物店、傘店、はきもの店、毛糸 店〕

第4表 配達労働力

I 配達だけの仕事しかしていない場合 ……極めて少ない 〔牛乳店、飲食店、当然男子従事〕
II 配達と販売の組合わせ ……これが主体で圧倒的に多い。 (1) 配達を主体 ①販売店内販売 (男子従事) ②販売が外部の場合 (2) 販売を主体 女子が配達に従事する場合、これに該 当することが多い。
III 配達+販売+修理 家庭用機械類 〔ミシン店、時計店、ラジオ店、自転車店〕
IV 配達+加工+販売 生鮮食料品 〔肉店、魚屋、さつまあげ店〕

以上の4類型は、商業業主の仕事の内容を吟味した上で、I型加工修理をともなわない、仕入れ、販売だけの業種、II型、仕入れ、販売の他加工をともなう業種、III型、仕入れ、販売の他、修理をともなう業種、IV型、仕入れ、販売の他、加工、修理をともなう業種と区分したものであるが、これは、あくまで技能的視点を中心として分類したもので、企業経営の大小など、本来は他の視点も加えて分類されねばならない。また加工をともなう業種でも製造+販売が基本形態のものと、販売が主でそれに加工を伴なうという意味で、第II型類型を細分化する必要性もある。且つ、近時、とくに40年代以降、新しい段階での専門知識を必要とする業種も存在しはじめており、業種毎の商業労働の類型化の深化がのぞまれる点も存在している。

(4) 配達の問題

小売小商業の労働においては想像されるものよりも、配達の位置は高く、全従業者のう

ち、18%が配達に従事しており、男子だけをとれば、35%が配達に従事している。

配達についての業種毎の分類をしてみると、第3表のごとくなる。製品がかさばり重い場合の配達は当然うなづけるものであるが、労働力不足下において、必ずしも配達が直線的に減少しないのは、都市化にともない、事業所、工場などの数の増大、拡大などがあり、かかる面での配達は増大傾向にあるからであり、製品が比較的小さく重くない場合の配達は、販売増大→収入増大→生計費維持という伝統的な小資本、過剰労働力の集合地としての小売家族経営がまだ存在していることを示している。

つぎに、第4表に示されるごとく配達労働力については、配達だけの仕事しかしない従業員はごく少なく、他の仕事との兼業が多く、配達に従事するもの男34%女5%(第1表)と圧倒的に男子の仕事になっている。

(5) 一般統計からみた商業労働の特徴

商業統計表にもとづき、被雇用者の男女別労働力構成をみるとつぎのごとく、さきの業種毎の商業労働の類型化がかなりの的を得たものであることが証明される。(第5表)

(6) 商業労働者の分類

商業労働者を労働内容によつて分類すると、仕入れ、販売の熟練又は半熟練労働者、加工修理の成人的労働者、運搬労働者、単純販売労働者の4類型が考えられる。ただ近時の傾向では、仕入れ、販売の熟練者に新しい段階での専門知識の必要性の増大傾向もみられる。

第5表 類型別にみた一般統計での労働力構成
(雇用者の男女別)

I 単純店先販売を主体とする業種			
女子雇用者多い		婦人子供服	(女 76%)
		洋品雑貨小間物	(女 68%)
		玩具	(女 79%)
II 修理又は加工を必要とする業種			
男子雇用者多い		鮮魚	(男 83%)
		食肉・卵・鳥肉	(男 73%)
		自転車	(男 93%)
		壺	(男 96%)
		家庭用電気機械器具	(男 74%)
III 配達がかなり必要な業種			
男子雇用者多い		牛乳	(男 72%)
		石油・燃料	(男 84%)
		家具	(男 76%)
		米麦	(男 92%)

通商産業大臣官房調査統計部「商業統計」 年より作成

2. 小売商業の労働における妻の位置づけ

(1) 小売小商業における家族労働の分業関係

資本主義社会における生産手段なき賃労働者は、所得の獲得は資本制企業に雇用されてはじめて生ずる。低賃金水準又は社会的生活要求が急激に増大するときは、賃労働者世帯は残業による所得の増加をはかるが、これも資本家的管理のもとにあり、労働者の自由にならずともなるものではない。

老令に達したものの、育児・家事労働を背負った妻の雇用機会是一般的にいつて乏しい。それは労働市場の構造に規制されるし、労働の質・量・労働の規律性に規制されるからである。従つて、現時のごとく「若年労働力の不足」の進行のもとにあつても、所得機会は、内職・パートなどの低賃金職種か、総合的な低労働条件のもとにおかれやすい。

これにくらべ生産手段を所有している自営業にあつては、社会的には労働能力として劣つた家族も含めて「家族総労働」として労働に従事しうる。そしてそれは、資本家的管理の直接下におかれるのではないので、就業形態も世帯の最低生活維持を目ざして、又は零細企業なりに利潤増大をめざして、世帯のイニシアチブの下に自由になし得る。

すなわち、長時間就業、短時間就業、断続的就業、短期間就業等を自由に組合わせてできる。自営業維持のための必要な全労働も、家族的配慮を加えて労働の質・量ともに「自由」に「適切」に配分できる。

小売業にあつては製造業、農業のごとく、直接生産の労働ではない。

直接生産の労働分野でも、労働の質・量を家族的配慮で配分できるが、物を生産するのだから、肉体的強度がものをいう。だが、小売業にあつては、顧客が店にあらわれなければ労働できないという限定性があり、この場合には逆にプラスの傾向性となる。店舗が住居とつらなり、顧客がきての労働だから労働は断続的になりやすいし、販売労働だから肉体的強度は弱い、それでいて販売労働は最終的に直接収入を獲得する重要な労働である。

前記の40年の調査対象全経営でみると、店で働いている妻は59人、働いていないものは7人、父で店で働いているのは0人、働いていないものは1人(73才)、母で店で働いているもの6人(53才、56才、60才、64才、67才、80才)、母で店で働いていないものは8人(59才、60才、69才、74才、85才)である。

経営主の年令55才以上のものは、23人で全経営主の2割3分を占める。その年令層は55~59才11人、60~64才6人、65才以上6人である。この高年層の経営主の中には、経営の実際を中心になつているものもあるが、事実上、経営の担当は息子にまかせているものが多い。しかし、家業にとつて一定の役割を果たしうる。だから小売業では育

児・家事に従事する妻も、老年のものも経営維持の一翼を担うる。

小売商業、自営業の仕事についての分業関係の具体例をみると、「酒店」では長男が仕入れの中心となり、それとともに家のそとの仕事に従事する、経営主は高令とはいえ、むかしとつたきねづかで、仕入れについて、長男の補助的役割を演じている。妻は「酒店」

「小間物店」とも店内にいて販売、レジなどをあつかっている。(第1図)

こうして家族経営は労働の質・量を適切に配分しながら家族再生産のための最低生活費を維持するために、又は生活要求増大の経費を生みだすために「家族総労働」を行ない、単位労働力による所得は少なくとも家族全体の労働力をフルに動かし、労働量の増大をはかつて所得の向上をはかるのが特色である。とはいっても、所得が必要生活費をみたすのに容易でないときは、経営的には、家計と営業の未分離もてつだい、労働量に無理が生ずる場合も招来する。

(2) 小売業における妻の労働

第6表は被雇用者なしの小売家族経営の仕事の分担をみたものである。

一見して明瞭の如く、妻は販売労働を主にしながら家事も主として行なっていることがわかる。その他、レジ、事務、加工などの仕事を分担している。ただし、この場合の加工は飲食業が多い。

もち論、小売商業といつても、たとえば畳店・建具店など、いわゆる「居職人」の場合には技能の関係上、妻は家事、育児專業的傾向を示すであろうが、一般的には、これまでのべたごとく小売商業における妻の位置づけは高い。

家事、育児と家業を兼ねる小売商業の妻は、収入生活時間が9時間近く、家事・育児時間が4時間余になつており、主婦の無業者とくらべて、家業と家事・育児の両立で問題点が多い可能性も推察される。(45年NHK国民生活時間調査)

第 1 図

〔酒 店〕 店舗開業年 昭和2年

○取扱品目の売上比率 和洋酒 70% びん・缶詰 10%

調味料 10% 飲料水 10%

○開店時刻 8時、閉店時刻 9時、営業時間 13時間

○仕事の分担

	仕入	販売	レジ	事務	配達	御用きき	外交
経営主(男) 61才	○	○	○				
妻 (女) 59才		○	○				
長男(男) 36才	◎	○	○		○	○	○
長男の妻(女) 29才		○	○	○			
次女(女) 23才		○	○				

○同一世帯で他で働いている者 三女20才 事務員

次男29才 百貨店員

三男27才 事務員

〔小間物店〕

○取扱品目の売上比率 化粧品 50% アクセサリー 20%

(石けん類共) (人形類共)

繊維製品10% 和洋裁用具 10%

小間物雑貨 10%

○仕事の分担

	仕入	販売	レジ	事務	外交	炊事
経営主(男) 55才	◎	○	○	◎	◎	
妻 (女) 50才	○	◎	◎		○	
雇用者(女) 29才		○				◎
" (女) 19才	○	◎	○			
" (女) 23才		◎		○		
" (女) 21才		◎				○

第6表 被雇用者なしの小売業の仕事分担関係

	計	仕入	販売	加工	修理	レジ	事務	配達	御用 きき	外交	炊事
経営主男	22人	19人	14人	6人	2人	5人	3人	7人	0人	1人	1人
息子	10	4	6	1	0	2	1	7	2	2	1
小計	32	23	20	7	2	7	4	14	2	3	2
経営主女	3	-	3	1	-	-	-	-	-	-	1
妻	18	2	16	5	-	4	3	2	1	1	10
娘	7	-	4	4	-	1	-	2	-	-	-
息子の妻	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-
母	2	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-
妹	2	-	2	-	-	1	-	1	-	-	-
小計	33	2	27	11	-	8	5	5	1	1	11

3. 「若年労働力不足」「生活経費の増大」のもとでの妻の労働

40年調査においては、78軒のうち、51軒の店が「労働力不足」を訴えている。

非農林業の妻の就業増大傾向は、「若年労働力不足」および「生活要求増大」にもとづく

「生活経費の増大」が大きな要因と考えられる。この場合、妻の小売商業の労働は販売労働に代表されるごとく、不熟練分野が多い。（勿論、小売商業の販売労働は、顧客に対して親切、なじみを多くさせるという家族従事者でない雇用者に代替できない部分も存在するが）したがって、被雇用者、とくに女子被雇用者の人手不足、労働力獲得の困難性は、仕事が競合する妻にしわよせされる可能性がでてくる。又、配達労働力などに代表される男子の仕事は、男子被雇用者の不足のため、夫の仕事が店外に出る時間が多くなり、その分だけ、店内での仕事が妻にしわよせされる可能性も存在している。しかし、それを示す確たる資料はいま存在しない。すなわち、小売業においても昭和36・37年頃から遅ればせながら営業時間の短縮や休日の増加傾向が進み、これは調査時点の昭和40年以降も進捗していると考えられるからである。又、労働時間の短縮は、所得の一定上昇後に進捗するものであるから、労働力不足を配達の縮少で補う分野もあるし、従来店先に常時いての販売から、妻が店先から離れて家事労働をやる、すなわち「販売労働の粗放化」もみられるからである。

このようにして、「雇用労働力不足」「生活要求増大による生活経費」の増大から、妻の就業率の増大、労働強化の可能性もありながら、妻の営業面での労働負担を軽減させる方向もあり、総じての断定は現在のところむづかしい。

事・育児労働の両立の困難性がとくに大きいと推定することは大過ないであろう。

V 家族従業者の社会関係

湯 沢 雍 彦

1. 自営業家族従業者の法的地位

(1) 夫婦財産制の原則と妻の権限

○戦前の民法では、妻の財産に対して夫が管理権、収益権を有する夫婦別産、夫管理制であつたが、新法では762条で夫婦別産・別管理制を採用し、夫婦の財産はそれぞれの特有財産で構成されるようになった。

○婚姻前に持っていた財産の帰属については明白になつたが、夫婦が婚姻中取得した財産の帰属関係については、必ずしも適切に反映しない。夫が職業によつて収入を得、妻が無職の主婦ないし名義上明白でない家族従業者の場合、別産制によれば、夫名義で取得した蓄積財産は夫個人の財産になつてしまい、妻の協力が表面に現れないという問題がある。

○夫が財産を取得するためには、家事・育児その他業務援助の雑務に当つて妻の寄与が不可欠である点に鑑み、夫名義の財産に対して妻の帰属分を認めようとする見解が多くなりつつある。

学説の中には、積極的に共有とする解釈が見られるが、判例では、妻が家事労働のみの場合には、直接夫名義で蓄積された財産について共有とは解さず、妻の寄与分の算定は離婚時の財産分与、夫死亡の場合の相続権の制度で考慮しようとする最高裁判決（昭36.9.6）はくつがえされていない。

○以上は、無職無収入の妻の場合であるが、自営業従事の妻の場合には、妻の財産的寄与は明らかであるから、取得した財産の $\frac{1}{2}$ は妻の特有財産または全体を夫との共有財産として認めようとする学説もある。

この見解を法制上採用している国は、社会主義国、スペイン法系の国である。

我国でも、妻の寄与分が明白な場合、例えば夫婦とも教員であつた事例については、妻の持分を $\frac{1}{2}$ とする所有権移転登記を肯定する判例（昭35.8.6）が出されている。

(2) 財産分与における妻の寄与分

○離婚の際妻に財産分与を認める制度は、戦後の新法で設けられたもので外国にはない。

○英米法系のアリモニー制度は、離婚後の妻の生活費が中心であるのに対し、財産分与制度の性格については、婚姻中夫婦で取得した財産の実質的清算あるいは、その財産に対する妻の潜在的持分のとり戻しという清算的性質を認めることが通説となつている。

○天名義であつても婚姻中夫婦が協力して得た財産は財産分与の対象となるが、相続のように持分についての明文の規定がないため、個々の具体的事案においては、妻の協力程度と分与可能財産の有無によつて決定されるほかなく、はつきり夫婦五分五分とする意見は出てこなかつた。

○学説では、九州大の有地 享教授によつて、妻の持分を明確に $\frac{1}{2}$ と判定すべきである。あるいは民法250条の「共有……持分は相均し」という規定からも $\frac{1}{2}$ と推定できるのではないかとの積極的解釈が例外的に為されている。

○裁判例については、自営業家族の財産分与審判事件例でみると、学説の解釈より進んでいるように思われる。

ケース① 東京家裁 昭4 2.5.6 審判

真空管加工業の夫婦について、当事者双方が協力して創立した会社並びにそれを運用することによつて得た利益および財産は、当初は夫の能力に負うところが大きいが、中途からは妻の努力によるところが少なくなく、当事者双方の財産に対する潜在的持分は各 $\frac{1}{2}$ とみるのが相当であると判断。

ケース② 新潟家裁 昭4 2.1 2.2 6 審判

農業従事者の財産分与請求に対し、婚姻中妻が夫の資産の増殖維持に貢献した度合、離婚に至つた原因、現在および将来の生活の保障等を考慮し、配偶者の法的相続分に鑑みて、夫の資産の $\frac{1}{3}$ 程度を妻に分与することが相当であるとした。

ケース③ 札幌高裁 昭4 4.1.1 0 決定

毛糸小売商の夫婦について、会社名義の財産であつても、会社の実質が家族経営の域を出ないものである場合には、家族である養父母ならびに申立人等夫婦の共働きによつて形成された共有財産とみるべきであり、財産分与の対象になると判断。

ケース④ 大阪家裁 昭4 1.4.1 2 審判

皮ケースの電動ミシン加工業の妻に対して、事業が夫の習得した技術、獲得した信用を基礎に成り立っていたことおよび夫が子供の扶養料支払義務を負っていること等を勘案して財産分与額を4割と判断。

以上のケースでは、個々の具体的事情により結論は異なるが、判断を下す前提として、自営業家族について夫婦の持分を基本的には五分五分であると考えていることが推察できる。

(3) 相続権における妻の寄与分

最近、妻の顕著な協力分が妻の相続分だけに吸収されてしまうのは不合理であるから、妻が積極的に寄与した分をまず差引き、残部について相続分を決定すべきであるという見解が出てきたが、まだ支配的になっていない。

① 学説 学習院大学遠藤 浩教授「相続の根拠をめぐって」

② 判例 神戸家裁尼崎支部 昭38.8.22判決

農業従事者の夫名義の土地・建物について、妻の持分を $\frac{1}{3}$ 、夫の持分を $\frac{2}{3}$ の共有であると認定し、妻の持分を控除した残余について遺産分割を行なった。

(4) 妻の財産的価値（主婦としての逸失利益）

全体としての妻の財産的価値をどう評価するかについては、主婦としての逸失利益を通して判定されている。

① 大阪地裁 昭42.4.19判決

○一般に女子は結婚と前後して退職し、主婦として家事労働に従事するのが通常であるから、稼働期間は義務教育終了後の15才から結婚(25才)までの15年間と認定し、結婚後の主婦としての逸失利益を全面否定した。

○主婦の逸失利益を否定すると、死亡ないし傷害に対する損害賠償額に男女で差をつける結果になるが、現実における男女の労働態様の相違からやむを得ないことであり、逸失利益の算定について不利な取扱いを受けざるを得ない女子に対しては、男子よりも多額の慰謝料を与えることによつて、総額において均衡を保つことができると解釈し、慰謝料は要求全額を認めた。

② 山田弁護士の反論(1964年英国「既婚婦人財産法」の考え方)

○財産的損害の賠償と精神的損害に対する慰謝料とは別個のものである。

○究極的には、民法の特有財産規定を妻の寄与分を明確にするように、改正すべきであるが、さしあたり、夫の収入額から家族の生活費を差引いたものに夫の稼働年数を乗じて得た額の $\frac{1}{2}$ と算出すべきである。

③ 学説・判例は一致せず、動揺を続けているが、下級裁の判例では主婦についても現金収入がないとは断定せず、家政婦の労賃に準ずるか、女子労働者の平均賃金に応じて考えるなど、何らかの評価手段を求めて肯定しようとする傾向にある。

④ 大阪高裁 昭45.4.16判決

純粋な家事労働だけの場合でも、主婦が外で働いて得た賃金で、家政婦を雇うことと異

なるところはなく、経済的利益をあげていることは否定できない。女子は結婚後も必要に応じて自己の意思に従って働き、収入を得る道は開かれていると判断し、20才から60才までの40年間について毎月最低2万円の収入があるとし、それから生活費を差し引いて逸失利益を認めた。

(5) 贈与税と相続税における扱い

- かつては夫婦間の全ての贈与に課税されていたが、昭和41年の税制改正で、婚姻継続期間25年以上の配偶者間における居住用不動産またはそれを購入する金銭の贈与に対して160万円の配偶者控除を認め、その後次第に条件が緩和されてきている。
- 昭和46年度の税制改正に関する税制調査会の答申では、婚姻期間を20年以上に引き上げ、控除額は400万円に上げられている。
- 妻には、夫死亡の場合に配偶者相続権が認められているが、相続権の基礎が未払貢献分の評価にあり、残存配偶者の生活維持の要素を持つものである点等から、相続税は贈与税よりも有利になっている。
- 現行制度では、結婚15年以上の配偶者について、15年をこえる年数1年につき20万円、最高200万円までの基礎控除を認め、さらに相続税額についても一定の遺産総額に対応する配偶者の法定相続分に応ずる取得分については相続税を課さないとの特例が設けられている。
- 46年度の税制改正答申では、婚姻期間10年以上の配偶者に対し1年につき40万円、最高400万円までの控除を認めることにしている。
- 以上の贈与税、相続税における特例は配偶者の財産的貢献についての法的評価であるが、婚姻期間10年未満の者には配偶者としての評価を全く受けられないという問題がある。

(6) 親子契約

- 昭和35年頃、愛媛県・広島県等を中心に始められたもので、東北地方にまで広まり、現在では3～7万戸で実施されていると考えられる。
- 父親と後継者の間での労働と賃金と所得配分についての父子契約が中心であるが、母親・弟妹等を含めた家族契約あるいは家族農業協定等と呼ばれ、農家における家制度の崩壊を顕著にあらわしている。
- 親子契約の目的とするところは、次の諸点である。
 - ① 後継者に早い時期から財産的保障を与え、希望を持たせることによつて、あとつぎを

確保する。

- ② 若い後継者の手によつて、近代的な農業機械を導入し、農業経営の合理化をはかる。
- ③ 生前に農地の配分を決定することによつて、相続前に農業経営の実権を持たない不満、相続時における非後継者への均分相続に対する不安等を解消する。
- ④ 親の老後における扶養を後継者に保障させる。
- ⑤ 対等な人格者間の結合を前提とする契約を持込み、家族員の各々に発言権を与えることによつて、家族関係の近代化をはかる。

○契約のタイプとしては、次のようなものがある。

① 労働報酬協定

後継者に月給ないしシーズン給として、労働賃金その他の収益分配を与えることを内容とする。

② 部門分担協定

換金作物など特定部門の管理を後継者に委託経営させるもの。

③ 家族協業協定

家族員が資産と労働力とを提供しあつて一種の組合をつくり、出資分に応じて収益分配をする。

④ 経営移譲協定

米作代金等を積立てておき、現金を支払わず、資金の延払い方式によつて農地を分ける場合と、生前贈与に関する税法上の特例を利用して農地を一括譲渡する場合との二種類がある。

○以上の内容をもつ親子契約は、他出する弟妹を加えずに契約を結んでいる点で、法律上の効力において問題がある。

○また、単独相続を生前に実施している点で、民法の均分相続のたてまえと反する結果になる。

2 自営業家族の家族関係

1 妻の就業類型と従来の研究

○自営業家族について直接研究したものは存在せず、家族の人間関係についての社会学的研究は、妻が収入活動に就労しているかどうか、就労場所が家庭外であるか否かによつて類型分けしている。

① 外働き妻（家庭外の収入活動に就労しているもの）

② 自営業妻（家庭内で就労しているもの）

③ 主婦専業妻

○従来の家族関係についての研究は、③の主婦専業妻の家族のみを対象にしてきたが、最近（アメリカでは1955年以降、日本では1964年以降）になつて、共働きが増加とともに、①の外働き妻を含む研究が出てきた。

○自営業家族についての研究は、全く放置されており、①、③に関する研究の成果から②の自営業妻の家族について類推するにとどまる。

(2) 家事遂行上の問題（役割構造）

○生活時間を中心にした共働き妻に関する調査は、1955年の労働省婦人少年局調査（「中小機械工場の有配偶女子工員の生活時間調査」）はじめ、神田道子、上子武次教授等によつて為されている。

○1961年婦人少年局発行の「生活時間白書」

によれば、家事・育児に要する時間は、主婦専業妻の7時間50分に対し、外働き妻は2時間44分である。

○外働き家庭では、夫の協力の度が多くなっているが、夫婦が均等に分担するものではなく、夫の家事・育児参加は補助的なものにすぎない。

○外働き家庭の夫の家事・育児時間は47分であり、夫婦合わせても3時間31分で、主婦専業妻に及ばない。

○外働き家庭では、夫が多少とも家事・育児を手伝わなければならないが、妻は生理的生活時間や社会的生活をきりつめて、家事・育児をせざるを得ない結果、夫婦とも緊張状態が絶えない。

○解決方策として、新しい家事機械を導入し、家事・育児時間を補うことはできるが、主婦専業妻の家庭との差は依然として残る。

○姑の援助を得ることによつて、家事・育児の手間を軽減することはできるが、嫁・姑の対立という問題を派生しがちである。

○家事手伝いを雇うことは、外で働く経済効果を減殺することになる。

○以上の外働き妻の家庭における諸問題は、自営業家庭にも該当すると思われる。

(3) 家事決定の力関係（権威構造）

○妻が外働きをする場合には、家庭内の主要事項に関する決定権が強くなると予想されてい

るが、外働き家族に関する研究の結果は、それを肯定するものと否定するものとに分れている。

○日常的家事の決定権は、専業主婦の家庭では、夫が家事に介入していないため、妻の専権に属しているのに対し、外働き妻の家庭では、夫も家事を担当しているため、相対的に妻の権限は縮小されている。

○高額商品の購入等、非日常的な重大事項の決定については、独立収入をもち、社会的知識も豊富な外働き妻の権限が大きくなっている。

○以上は、アメリカの研究結果であるが、日本の共働き家庭、さらに自営業家族の場合にもあてはまると予想される。

(4) 夫婦の和合（情緒構造）

○妻が外働きしている場合に、夫婦の和合、情緒の円満度がそこなわれるかどうかという問題について、日本での研究は全くない。

○「現代婦人問題講座」の中で、岡山礼子明大助教授が商家の離婚率は低いと明言しているが、根拠となる資料は見当たらない。

最高裁の離婚統計で、夫婦の職業別に離婚率の比較はできるが、自営業に多いか否か、さらに商業に多いか否かということはわかっていない。

○アメリカのジアノブロスとミツチエルの共同研究の結論によると、妻が働くことに夫が不賛成であるほど、和合的満足度は低いとされている。

○ブラッドは、調査結果に基づき、妻の収入に対する必要度が高い階層ほど満足度は高く、上層階級の妻が働いている場合には、満足度は低くなり、夫婦間の和合がそこなわれていると指摘している。

○ナイは、満足度には大きな差はないが、妻が外働きをしている家族の方がより多く葛藤が見られ、離婚にまで至らないまでも精神的にかなり分離していて、より多く離婚を考え、より不幸な思いをしている妻が多いといっている。

○以上のアメリカにおける諸研究では、夫婦間の円満度は殆んど差がないが、若干悪い程度であるという結論になっている。

(5) 子の養育に与える影響

○一般には、母親が外働きをすることは、子供の養育に悪い影響を与えるのではないかと考えられているが、結論はそうではない。

- 総体的にいつて、子供の非行化への因果関係は認められない。
- 少年期の情操的適応に関する結果については、差が見られない。
- 幼児の精神的適応に関する影響についても、はっきりした差は見られない。
- 学業成績についても、差異はないとの報告の方が多く、積極的な影響を見出すことはできない。
- 調査毎に報告が異なるのは、背景になつてゐる家庭環境や学校関係の統一ができず、客観的条件が異なるためであるが、方法論的に充分注意した研究によつても悪影響はないというのが一般的結論である。
- 共働きをしている妻は、子供に対する影響を最も心配しており、そのことが緊張を増しているかも知れないが、結果としては悪影響はなく、強いて言えば、夫婦の和合の方に心配がある。

(6) 自営業妻の特質

① 生活時間

- 労働時間の総量は、外働き妻等と比べて最も長く、断続的でかつ不規則である。
- テレビを見ながら家事をするというように重複行動の時間が最も長い。
- 従つて、自営業妻の生活時間については、安心して休養できる時間は少ないことが予想できる。

② 夫婦の共通行動は最も多い。

③ 夫婦の感情理解は最も高いと考えられる。

以上を総合した結論として、緊張の度合、エネルギーの消費量、疲労感等は最も高いうえ、外働き妻のように職業的地位に伴う収益は少なく、多くの人間関係にもまれた経験は多いとはいえないが、生活全体を通じての充実感、夫婦・家族の一体性は最も強く持つてゐるのではないと思われる。

GAa1/1

8-5-80



女性と仕事の未来館



01077726